

平成25年度

年金積立金管理運用独立行政法人
業務実績評価シート

委員名	
-----	--

平成25年度評価項目について

評価区分	平成25年度計画記載項目	頁
評価項目1 (管理・運用の基本的な方針、運用の目標)	第1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項	
	1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針	1
	2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法	
	(1)運用の目標	2
評価項目2 (リスク管理)	第1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項	
	2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法	
	(2)年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理	11
評価項目3 (運用手法、財投債の管理・運用)	第1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項	
	2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法	
	(3)運用手法	24
	(4)財投債の管理及び運用	26
評価項目4 (透明性の向上)	第1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項	
	3. 透明性の向上	30
評価項目5 (基本ポートフォリオ)	第1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項	
	4. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項	
	(1)基本ポートフォリオ	35
	(2)基本ポートフォリオの見直し	35
評価項目6 (市場及び民間の活動への影響に対する配慮)	第1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項	
	5. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項	
	(1)市場及び民間の活動への影響に対する配慮	37

評価区分	平成25年度計画記載項目	頁
評価項目7 (年金給付のための流動性の確保)	第1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項	
	5. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項	
	(2)年金給付のための流動性の確保	42
評価項目8 (内部統制の一層の強化に向けた体制整備等)	第2 業務の質の向上に関する事項	
	1. 内部統制の一層の強化に向けた体制整備	44
	2. 管理及び運用能力の向上	51
評価項目9 (調査・分析の充実等)	第2 業務の質の向上に関する事項	
	3. 調査・分析の充実	62
	4. 業務運営の情報化・電子化の取組	63
評価項目10 (効率的な業務運営体制の確立)	第3 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
	1. 効率的な業務運営体制の確立	66
評価項目11 (業務運営の効率化に伴う経費節減)	第3 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
	2. 業務運営の効率化に伴う経費節減	69
	3. 契約の適正化	71
評価項目12 (財務内容の改善に関する事項等)	第4 財務内容の改善に関する事項～ 第9 その他業務運営に関する重要事項	
	第4 財務内容の改善に関する事項～ 第9 その他業務運営に関する重要事項	80

中期目標	中期計画	平成25年度計画	平成25年度業務実績
<p>第2 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項</p> <p>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</p> <p>年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的とし、年金積立金の管理及び運用の具体的方針を策定して行うこと。</p> <p>(参考)</p> <p>○ 厚生年金保険法第79条の2(同旨国民年金法)</p> <p>(略) 積立金の運用は、積立金が厚生年金保険等の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら厚生年金保険の被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的として行うものとする。</p> <p>○ 年金積立金管理運用独立行政法人法第20条第2項</p> <p>(略) 資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮するとともに、年金積立金の運用が市場その他の民間活動に与える影響に留意しつつ、安全かつ確実を基本とし、年金積立金の運用が特定の方法に集中せず、かつ、厚生年金保険法第79条の2及び国民年金法第75条の目的に適合するものでなければならない。</p> <p>(注) 年金積立金には、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号)附則第8条の規定に基づき</p>	<p>第1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項</p> <p>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</p> <p>年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行う。</p> <p>このため、分散投資を基本として、長期的な観点からの資産構成割合(以下「基本ポートフォリオ」という。)を策定し、年金積立金の運用を行う。</p> <p>なお、その際には、年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を定め、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。</p> <p>(注) 年金積立金には、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号)附則第8条の規定に基づき管理及び運用を行う資産を含む。</p>	<p>第1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項</p> <p>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</p> <p>年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行う。</p> <p>このため、分散投資を基本として、長期的な観点からの資産構成割合(以下「基本ポートフォリオ」という。)を策定し、年金積立金の運用を行う。</p> <p>なお、その際には、年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を定めた管理運用方針を公表するとともに、平成25年度中に少なくとも1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。</p>	<p>第1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項</p> <p>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</p> <p>平成22年3月に厚生労働大臣から示された第2期中期目標において、「今後年金制度の抜本的な見直しを予定しているとともに、年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方について検討を進めていることから、この運用目標は、暫定的なものであることに留意し、安全・効率的かつ確実を旨とした資産構成割合を定め、これに基づき管理を行うこと。その際、市場に急激な影響を与えないこと。」とされた。</p> <p>そのため、この中期目標を踏まえ、第1期中期計画における基本ポートフォリオについて、更新したリスク・リターンデータを用い、引き続き安全・効率的かつ確実であることを検証し、確認した上で当該基本ポートフォリオを第2期中期計画における基本ポートフォリオとして策定し、年金積立金全体として長期的な観点からの当該基本ポートフォリオに沿って運用を行った。</p> <p>また、平成24年10月の会計検査院報告に基づき厚生労働省より基本ポートフォリオについて定期的に検証を行うよう要請があったことから、厚生労働大臣から任命された金融・経済の専門家からなる運用委員会で審議を行い、検証を行った結果、基本ポートフォリオの変更が必要との結論を得て、基本ポートフォリオの変更を行った。</p> <p>年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を定めた管理運用方針(運用目標に関すること、資産構成並びに管理及び運用の手法に関すること、運用受託機関の管理に関すること、資産管理機関の管理に関すること、運用受託機関の選定及び評価等に関すること、自家運用に関すること等)については、年金積立金の管理及び運用の向上等の観点から、次の見直しを行い、運用委員会に報告後、平成25年4月1日付け、平成25年8月6日付け、平成25年12月6日付け及び平成26年3月24日付けで改正を実施し、それぞれホームページにおいて公表した。</p> <p>《主な改正事項》</p> <p>(平成25年4月1日改正)</p> <p>運用受託機関構成の見直しのタイミングを明確化する等の改正を行った。</p> <p>(平成25年8月6日改正)</p> <p>自家運用の運用対象について年金積立金管理運用独立行政法人法で定められている内容に変更するための改正を行った。</p> <p>(平成25年12月6日改正)</p> <p>外貨建て投資信託受益証券ファンドの運用開始に先立ち、売買取引先としての証券会社の選定基準、運用ガイドライン、資金の配分及び回収等に係る規程を制定した。</p> <p>(平成26年3月24日改正)</p> <p>運用手法として、ベンチマークにとらわれず、銘柄を厳選する投資を認めるための記載の追加、J-REITが運用対象となっていることの明確化、物価連動国債ファ</p>

<p>管理及び運用を行う資産を含む。</p> <p>2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法</p> <p>(1) 運用の目標 今後年金制度の抜本的な見直しを予定しているとともに、年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方について検討を進めていることから、この運用目標は、暫定的なものであることに留意し、安全・効率的かつ確実に旨とした資産構成割合（以下「ポートフォリオ」という。）を定め、これに基づき管理を行うこと。 その際、市場に急激な影響を与えないこと。</p> <p>(2) ベンチマーク収益率の確保 各年度において、各資産ごとに、各々のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保すること。 ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いること。</p>	<p>2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法</p> <p>(1) 運用の目標 今後年金制度の抜本的な見直しを予定されているとともに、年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方について検討が進められていることから、暫定的に第一期中期計画における基本ポートフォリオを中期目標第2の2の(1)の資産構成割合とし、今中期計画における基本ポートフォリオとして定め、これを適切に管理する。 また、運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。 ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いる。</p>	<p>2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法</p> <p>(1) 運用の目標</p> <p>① 基本ポートフォリオに基づきリバランス等を行い、これを適切に管理する。</p> <p>② 運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、平成25年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努める。 ベンチマークについては、中期計画に基づく適切な市場指標を用いる。</p>	<p>ンドについての記載を追加した。</p> <p>2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法</p> <p>(1) 運用の目標</p> <p>① 年金積立金全体の資産構成割合が基本ポートフォリオの乖離許容幅を超えて乖離している場合には、その範囲内に収まるようにリバランスを行い、適切に管理することとしている。乖離許容幅内にある場合においても、定期的にリバランスについて検討を行うとともに、市場が大きく変動した場合等においてもリバランスを検討することとしている。 平成25年度においては、国内債券が基本ポートフォリオの乖離許容幅を超過したため、リバランスを実施した。なお、基本ポートフォリオの見直しを行い、その後は乖離許容幅を超過することはなかった。</p> <p>②</p> <p>【運用受託機関の選定】 運用受託機関の選定に当たっては、年金積立金の運用を受託するために必要な認可や年金資産の運用残高等満たすべき要件を定めて公募を実施することとしている。 国内株式アクティブ運用及びパッシブ運用について、運用受託機関構成を一体的に見直すこととし、公募を開始し、第3次審査まで行った上で、運用受託機関を選定した。 外国株式のアクティブ運用について、第3次審査を行った上で、運用受託機関を選定した。</p> <p>【運用受託機関の管理及び評価】 ア 運用受託機関の管理は、毎月1回、運用実績やリスクの状況について報告を求め、適宜必要な措置を取ることにより行うこととしている。 選定時の投資方針等の維持、法令遵守の確保等のため、各運用受託機関ごとに運用方法等に係るガイドラインを提示し、その遵守が確保されているかを定期ミーティング等において報告を受ける等の方法により行っている。 平成25年度においては、定期ミーティング及びリスク管理ミーティングを実施したほか、毎月1回各運用受託機関の運用状況、リスク管理状況を取りまとめ、問題点の有無を確認し、必要に応じ運用受託機関と協議するなど適切に対応した。 定期ミーティングを次のとおり実施した。</p> <p>i 外国株式アクティブ運用受託機関（7ファンド）：10月22日～10月25日 ii 外国債券アクティブ運用受託機関（7ファンド）：10月28日～10月31日 iii 国内債券アクティブ運用受託機関（9ファンド）：11月1日～11月8日 iv 国内債券・外国債券・外国株式パッシブ運用受託機関（18ファンド）：11月11日～11月14日</p>
--	--	---	---

リスク管理ミーティングについては、平成25年度の総合評価が一定水準以下の運用受託機関について、運用状況、リスク管理状況等を確認した。

- ・ 外国債券アクティブ (1ファンド)
外国株式アクティブ (3ファンド)
(平成26年2月下旬に実施)

なお、本ミーティングを実施しないファンドについても、同一の様式により報告書を求め、運用状況及びリスク管理状況を確認した。

イ 運用受託機関の評価については、定性評価(運用スタイルの根拠等の投資方針、戦略決定等の運用プロセス、組織・人材等)及び定量評価(パッシブ運用については超過収益率とトラッキングエラー、アクティブ運用については超過収益率とインフォメーション・レシオ)に基づき総合評価を行った。

また、評価に当たっては、事前に運用実績や運用受託機関の管理状況等を取りまとめ、各運用受託機関の問題点を確認した上で実施した。

ウ 総合評価結果により、以下の運用受託機関について解約、並びに資金の一部回収及び資金配分停止、又は追加配分を行った。

- ・解約
→外国株式アクティブ運用受託機関 (1ファンド)
- ・資金の一部回収及び資金配分停止
→外国債券アクティブ運用受託機関 (1ファンド)
外国株式アクティブ運用受託機関 (3ファンド)
- ・資金の追加配分
→外国債券アクティブ運用受託機関 (6ファンド)
外国株式アクティブ運用受託機関 (3ファンド)

エ 自家運用に係る取引先の評価については、債券の売買の取引先としての証券会社並びに短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者に係る取引執行能力、事務処理能力等について総合的な評価を行い、既存の取引先については継続することに問題がないことを確認した(自家運用に係る取引先の評価については、第1.2.(2)【自家運用】において詳述。)

なお、自家運用に係る取引先の選定については、外貨建て投資信託受益証券の売買取引先としての証券会社に係る取引執行能力、事務処理能力等について総合的な評価を行い、1社を選定した。

自家運用に係る債券貸付運用先については、組織体制、事務処理能力及び収益率についての評価を実施し、貸付運用先として継続することに問題がないことを確認した。

平成25年度末時点

- ・NOMURA-BPI「除くABS」型パッシブファンド
貸付運用資産：2兆3千億円
収益額：3億円
- ・NOMURA-BPI 国債型パッシブファンド
貸付運用資産：1兆7千億円
収益額：2億円
- ・キャッシュ・アウト等対応ファンド
貸付運用資産：8兆7千440億円
収益額：5億円

【各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率】

平成25年度の市場運用分の資産ごとのベンチマークに対する超過収益率は、次のとおりである。

●平成25年4月～平成26年3月

(単位：%)

	時間加重収益率 (A)	ベンチマーク収益率 (B)	超過収益率 (A) - (B)
国内債券	0.60	0.56	+0.04
パッシブ運用	0.58	0.56	+0.03
アクティブ運用	0.78	0.58	+0.20
国内株式	18.09	18.56	-0.47
パッシブ運用	18.08	18.56	-0.49
アクティブ運用	18.48	18.56	-0.09
外国債券	14.93	15.09	-0.17
パッシブ運用	15.21	15.28	-0.07
アクティブ運用	14.25	14.63	-0.38
外国株式	32.00	32.09	-0.10
パッシブ運用	32.34	32.30	+0.04
アクティブ運用	29.61	30.64	-1.03
短期資産	0.07	0.04	+0.03

(注) 国内株式パッシブ運用及びアクティブ運用のマネジャー・ストラクチャーの見直しに伴う銘柄入替の売買等による影響を除いた超過収益率は、パッシブ運用-0.04%、アクティブ運用-0.41%となる。

平成25年度においては、国内株式、外国債券及び外国株式はマイナスの超過収益率となり、国内債券及び短期資産については、概ねベンチマーク並みの収益率となった。

●ベンチマークに対する超過収益率の要因分析は、次のとおりである。

	要因分析
国内債券	アクティブ運用については、事業債セクターの時価構成割合がベンチマークに比べて高めになっていたことがプラスに寄与した。また、パッシブ運用については、概ねベンチマーク並みの収益率となり、国内債券全体では、概ねベンチマーク並みの+0.04%の超過収益率となった。
国内株式	アクティブ運用については、概ねベンチマーク並みの収益率となった。また、パッシブ運用については、マネジャー・ストラクチャーの見直しに伴う銘柄入替の売買等による影響がマイナスに寄与し、国内株式全体では、-0.47%の超過収益率となった。 ^(注)
外国債券	アクティブ運用については、ユーロ建て債券の時価構成割合がベンチマークに比べて低めになっていたことがマイナスに寄与した。また、パッシブ運用については、概ねベンチマーク並みの収益率となり、外国債券全体では-0.17%の超過収益率となった。
外国株式	アクティブ運用については、先進国市場においては、銀行、食品・飲料・タバコ及び資本財セクター等における銘柄選択がマイナスに寄与した。エマージング市場においては、ソフトウェア・サービスセクター等における銘柄選択がマイナスに寄与した。また、パッシブ運用については、概ねベンチマーク並みの収益率となり、外国株式全体では-0.10%の超過収益率となった。
短期資産	短期資産ファンドにおいて国庫短期証券（TDB）買切、TDB現先取引及び譲渡性預金（NCD）による運用を行った結果、概ねベンチマーク並みの+0.03%の超過収益率となった。

(注) 国内株式パッシブ運用及びアクティブ運用のマネジャー・ストラクチャーの見直しに伴う銘柄入替の売買等による影響を除いた超過収益率は、アクティブ運用-0.41%、パッシブ運用-0.04%となる。

《参考》

- 第2期中期目標期間（平成22年度～平成25年度）においては、次のとおり、外国債券はプラスの超過収益率、国内株式はマイナスの超過収益率となり、国内債券及び短期資産については、概ねベンチマーク並みの収益率を確保したところである。

(単位：%)

	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率
国内債券	2.28	2.23	+0.05
国内株式	7.45	7.60	-0.15
外国債券	7.27	7.16	+0.11
外国株式	14.97	14.94	+0.02
短期資産	0.09	0.07	+0.02

【ベンチマーク】

ベンチマークについては、市場を反映した構成であり、投資可能な有価証券により構成され、かつ、その指標の詳細が開示されていることを勘案しつつ、適切な市場指標を用いた。

国内債券	NOMURA-BPI「除くABS」、NOMURA-BPI国債及びNOMURA-BPI/GPIF Customizedの複合インデックス（それぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）
国内株式	TOPIX (配当込み)
外国債券	シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース。以下同じ。）及びシティ世界BIG債券インデックス（除く日本円、ヘッジなし・円ベース。以下同じ。）の複合インデックス（パッシブ運用部分については世界国債インデックス及びアクティブ運用部分については世界BIG債券インデックスのそれぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）
外国株式	MSCI KOKUSAI（円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課税要因考慮後）及びMSCI EMERGING MARKETS（円ベース、配当込み、税引き後）の複合インデックス（それぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）
短期資産	TDB現先1ヶ月

国内株式については、評価ベンチマークと異なるベンチマークを一部の運用受託機関に対し設定しており、このことが各資産のリスクに与える影響について注視した。

具体的には、運用スタイルに適応したベンチマークを設定していることから運用スタイルに偏りが生じないように、モニタリングを実施した。

評価の視点等	自己評価	A	【 評価項目 1 】	評定										
<p>【評価項目 1 管理・運用の基本的な方針、運用の目標】</p> <p>【数値目標】 (1)各年度において、各資産ごとのベンチマーク収益率が確保されるよう努める。</p> <p>【評価の視点】 (2)運用受託機関の選定、管理及び評価は適切に行われているか。特に、アクティブ運用については、投資方針、銘柄選択の方法等の運用手法及び運用体制について、必要な評価指標を設け、定性評価が適切に行われているか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>年金積立金全体の資産構成割合が基本ポートフォリオの乖離許容幅を超えて乖離している場合には、その範囲内に収まるようにリバランスを行い、適切に管理することとしている。乖離許容幅内にある場合においても、定期的にリバランスについて検討を行うとともに、市場が大きく変動した場合等においてもリバランスを検討することとしている。</p> <p>平成25年度においては、国内債券が基本ポートフォリオの乖離許容幅を超過したため、リバランスを実施した。なお、基本ポートフォリオの見直しを行い、その後は乖離許容幅を超過することはなかった。</p> <p>総合評価が一定水準以下であった運用受託機関からの資金の一部回収を実施する等、運用受託機関の管理及び評価を適切に実施すること等により、資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めた。</p> <p>平成25年度の資産ごとのベンチマークに対する超過収益率は、国内株式、外国債券及び外国株式はマイナスの超過収益率となり、国内債券及び短期資産については、概ねベンチマーク並みの収益率となった。</p> <p>また、管理運用方針については、年金積立金の管理及び運用の向上等の観点から、時宜にあった適切な管理運用方針の改正に心掛け、必要に応じて見直しを実施し、速やかにホームページにて公表した。</p> <p>【数値目標】 実績：○</p> <p>【各資産ごとのベンチマーク収益率の確保】 平成25年度の市場運用分の資産ごとのベンチマークに対する超過収益率は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1062 1087 1869 1415"> <tbody> <tr> <td>国内債券</td> <td>概ねベンチマーク並みの超過収益率（+0.04%）となった。</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>マイナスの超過収益率（-0.47%）となった。</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>マイナスの超過収益率（-0.17%）となった。</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>マイナスの超過収益率（-0.10%）となった。</td> </tr> <tr> <td>短期資産</td> <td>概ねベンチマーク並みの超過収益率（+0.03%）となった。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(業務実績第1.2.(1)②【各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率】(P.4～6) 参照)</p> <p>実績：○</p> <p>【運用受託機関の選定、運用受託機関の管理及び評価】 ○ 平成25年度については、国内株式アクティブ・パッシブ運用及び外国株式アクティブ運用の運用受託機関に係る選定を行った。選定に当たっては、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス、事務処理体制及び運用手数料について精査した。 (業務実績第1.2.(1)②【運用受託機関の選定】【運用受託機関の管理及び評価】(P.2～4) 参照)</p>	国内債券	概ねベンチマーク並みの超過収益率（+0.04%）となった。	国内株式	マイナスの超過収益率（-0.47%）となった。	外国債券	マイナスの超過収益率（-0.17%）となった。	外国株式	マイナスの超過収益率（-0.10%）となった。	短期資産	概ねベンチマーク並みの超過収益率（+0.03%）となった。		<p>【 評価項目 1 】</p> <p>(委員会としての評定理由)</p> <p>(評価は、評定記入用紙に記入ください。)</p>	
国内債券	概ねベンチマーク並みの超過収益率（+0.04%）となった。													
国内株式	マイナスの超過収益率（-0.47%）となった。													
外国債券	マイナスの超過収益率（-0.17%）となった。													
外国株式	マイナスの超過収益率（-0.10%）となった。													
短期資産	概ねベンチマーク並みの超過収益率（+0.03%）となった。													

(3) 中期目標期間において各資産ごとのベンチマーク収益率が確保されているか。

○ さらに、運用受託機関の管理及び評価については、毎月1回、運用実績やリスクの状況について報告を求め、定期ミーティング等においても遵守状況の説明を受ける等の方法により、適切に実施した。
(業務実績第 1.2.(1)②【運用受託機関の管理及び評価】(P.2~4) 参照)

○ 総合評価結果により、以下の運用受託機関について解約、資金の一部回収及び資金配分停止、又は追加配分を行った。

- ・解約
→外国株式アクティブ運用受託機関 (1 ファンド)
- ・資金の一部回収及び資金配分停止
→外国債券アクティブ運用受託機関 (1 ファンド)
外国株式アクティブ運用受託機関 (3 ファンド)
- ・資金の追加配分
→外国債券アクティブ運用受託機関 (6 ファンド)
外国株式アクティブ運用受託機関 (3 ファンド)

(業務実績第 1.2.(1)②【運用受託機関の管理及び評価】ウ (P.3) 参照)

【自家運用に係る債券貸付運用先の評価】

○ 自家運用に係る債券貸付運用先については、組織体制、事務処理能力及び収益についての評価を適切に実施した。
(業務実績第 1.2.(1)②【運用受託機関の管理及び評価】エ (P.3~4) 参照)

実績：○

【中期目標期間におけるベンチマーク収益率の確保】

○ 第2期中期目標期間(平成22年度~平成25年度)においては、次のとおり、外国債券はプラスの超過収益率、国内株式はマイナスの超過収益率となり、その他の資産については、概ねベンチマーク並みの収益率を確保したところである。

●第2期中期目標期間(4年間：年率)

(単位：%)

	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率
国内債券	2.28	2.23	+0.05
国内株式	7.45	7.60	-0.15
外国債券	7.27	7.16	+0.11
外国株式	14.97	14.94	+0.02
短期資産	0.09	0.07	+0.02

(業務実績第 1.2.(1)②【各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率】(P.6) 参照)

(4)各年度において、各資産ごとのベンチマーク収益率が確保されるよう、運用受託機関の管理等に努めているか。また、各年度における各資産の収益率とベンチマーク収益率が乖離した場合には、当該乖離についての分析が行われ、必要な対応がとられているか。

実績：○

【各資産ごとのベンチマーク収益率の確保等】

○ 平成25年度においては、国内株式、外国債券及び外国株式はマイナスの超過収益率、国内債券及び短期資産については、概ねベンチマーク並みの収益率となった。
 なお、各資産のベンチマークに対する超過収益率の要因分析は、次のとおりである。

要因分析	
国内債券	アクティブ運用については、事業債セクターの時価構成割合がベンチマークに比べて高めになっていたことがプラスに寄与した。また、パッシブ運用については、概ねベンチマーク並みの収益率となり、国内債券全体では、概ねベンチマーク並みの+0.04%の超過収益率となった。
国内株式	アクティブ運用については、概ねベンチマーク並みの収益率となった。また、パッシブ運用については、マネジャー・ストラクチャーの見直しに伴う銘柄入替の売買等による影響がマイナスに寄与し、国内株式全体では、-0.47%の超過収益率となった。 ^(注)
外国債券	アクティブ運用については、ユーロ建て債券の時価構成割合がベンチマークに比べて低めになっていたことがマイナスに寄与した。また、パッシブ運用については、概ねベンチマーク並みの収益率となり、外国債券全体では-0.17%の超過収益率となった。
外国株式	アクティブ運用については、先進国市場においては、銀行、食品・飲料・タバコ及び資本財セクター等における銘柄選択がマイナスに寄与した。エマージング市場においては、ソフトウェア・サービスセクター等における銘柄選択がマイナスに寄与した。また、パッシブ運用については、概ねベンチマーク並みの収益率となり、外国株式全体では-0.10%の超過収益率となった。
短期資産	短期資産ファンドにおいて国庫短期証券（TDB）買切、TDB現先取引及び譲渡性預金（NCD）による運用を行った結果、概ねベンチマーク並みの+0.03%の超過収益率となった。

(注) 国内株式パッシブ運用及びアクティブ運用のマネジャー・ストラクチャーの見直しに伴う銘柄入替の売買等による影響を除いた超過収益率は、アクティブ運用-0.41%、パッシブ運用-0.04%となる。

(業務実績第 1.2. (1) ② **【各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率】** (P.5) 参照)

○ リスク管理ミーティングについては、平成25年度総合評価が一定水準以下の運用受託機関について、運用状況、リスク管理状況等を確認した。
 (業務実績第 1.2. (1) ② **【運用受託機関の管理及び評価】** ア (P.2) 参照)

(5)ベンチマークについては、市場を反映した構成であること等を勘案した適切な市場指標を設定しているか。

実績：○

【ベンチマークの設定】

- ベンチマークについては、市場を反映した構成であり、投資可能な有価証券により構成され、かつ、その指標の詳細が開示されていることを勘案しつつ、適切な市場指標を用いた。
(業務実績第1.2.(1)②【ベンチマーク】(P.6) 参照)

(6)各資産のベンチマークとは異なるベンチマークを各運用受託機関に設定する場合は、当該個々の運用受託機関の運用行動が各資産・資産全体のリスクに与える影響について配慮した上でリスクを適切に管理しているか。

実績：○

【マネージャー・ベンチマークを設定した運用受託機関のリスク管理】

- 国内株式アクティブ運用については、運用スタイルに偏りが生じないように、モニタリングを実施した。
(業務実績第1.2.(1)② (P.6) 参照)

(7)管理運用方針については、少なくとも毎年1回検討を加え、必要に応じて速やかに見直しを行ったか。

実績：○

【管理運用方針の見直し】

- 年金積立金の管理及び運用の向上等の観点から、より効率的・効果的な管理及び運用業務を実施する上で、新たな運用方針が必要か、現実の運用環境に合っているか等の視点で見直しを実施し、その内容をホームページに公表した。
(業務実績第1.1 (P.1) 参照)

中期目標	中期計画	平成25年度計画	平成25年度業務実績																		
<p>(3) 年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 年金積立金については、分散投資による運用管理を行い、また、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関等の各種リスク管理を行うこと。 適切かつ円滑なリバランスの実施に必要な機能の強化を図るとともに、複合ベンチマーク収益率(各資産のベンチマーク収益率をポートフォリオで加重したもの)によるリスク管理を行うこと。</p>	<p>(2) 年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。 また、厚生労働大臣から寄託された年金積立金について、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関並びに自家運用について、以下の方法によりリスク管理を行う。</p> <p>① 資産全体 基本ポートフォリオを適切に管理するため、年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。 また、適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等必要な機能の強化を図る。 さらに、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析及び評価並びに各年度の複合ベンチマーク収益率(各資産のベンチマーク収益率をポートフォリオで加重したもの)との乖離要因の分析等を行う。</p>	<p>(2) 年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。 また、厚生労働大臣から寄託された年金積立金について、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関並びに自家運用について、以下の方法によりリスク管理を行う。</p> <p>① 資産全体 基本ポートフォリオを適切に管理するため、年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。 また、適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等を行う。 さらに、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析及び評価並びに各年度の複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を行う。</p>	<p>(2) 年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 資産全体については、リターン・リスク等の特性が異なる国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に分散投資を行うことにより、リスクの低減に努めた。 また、各資産ごとに、ベンチマークの相対リスクの推移等を把握・分析し、リスク管理を行った。 リバランスについては、国内債券が基本ポートフォリオの乖離許容幅を超過したため、リバランスを実施した。なお、基本ポートフォリオの見直しを行い、その後は乖離許容幅を超過することはなかった。 また、定期的にリバランスについて検討を行い、リバランスを実施した。 なお、リバランスの検討時に必要な市場動向の把握のため、足元の市場動向等の分析を実施した。 この結果、市場に特段の影響を与えることなく、適切かつ円滑にリバランスを実施することができた。 さらに、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等を求め、必要に応じ運用受託機関とのミーティング等を通じ問題点がないかを確認し、適正な管理に努めた。具体的には、以下のとおりリスク管理を行った。</p> <p>【乖離状況の把握等】 平成25年度は、年金積立金全体と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握した。この結果、国内債券の乖離状況について、基本ポートフォリオ変更前にあらかじめ定めた乖離許容幅を超過したものの、基本ポートフォリオ変更後は乖離許容幅内に収まったことを確認した。 その他の資産の乖離状況については、年度を通じてすべて乖離許容幅の中に収まっており問題がないことを確認した。(各資産ごとの乖離許容幅については P.35 基本ポートフォリオを参照)</p> <p>●基本ポートフォリオとの乖離状況 (基本ポートフォリオ変更前)</p> <p style="text-align: right;">(単位：%)</p> <table border="1" data-bbox="1754 1312 2309 1591"> <thead> <tr> <th></th> <th>4月</th> <th>5月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内債券 (67.00)</td> <td>-9.39</td> <td>-9.54</td> </tr> <tr> <td>国内株式 (11.00)</td> <td>4.34</td> <td>3.93</td> </tr> <tr> <td>外国債券 (8.00)</td> <td>1.76</td> <td>1.82</td> </tr> <tr> <td>外国株式 (9.00)</td> <td>3.28</td> <td>3.80</td> </tr> <tr> <td>短期資産 (5.00)</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table>		4月	5月	国内債券 (67.00)	-9.39	-9.54	国内株式 (11.00)	4.34	3.93	外国債券 (8.00)	1.76	1.82	外国株式 (9.00)	3.28	3.80	短期資産 (5.00)	0.00	0.00
	4月	5月																			
国内債券 (67.00)	-9.39	-9.54																			
国内株式 (11.00)	4.34	3.93																			
外国債券 (8.00)	1.76	1.82																			
外国株式 (9.00)	3.28	3.80																			
短期資産 (5.00)	0.00	0.00																			

〈基本ポートフォリオ変更後〉

(単位：%)

	6月	7月	8月	9月	10月
国内債券 (60.00)	-2.28	-2.70	-2.25	-3.72	-4.12
国内株式 (12.00)	3.17	3.01	2.79	3.80	3.71
外国債券 (11.00)	-1.33	-1.22	-1.25	-1.18	-1.14
外国株式 (12.00)	0.44	0.91	0.70	1.09	1.55
短期資産 (5.00)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

(単位：%)

	11月	12月	1月	2月	3月
国内債券 (60.00)	-5.32	-6.60	-5.21	-5.69	-6.57
国内株式 (12.00)	4.19	4.66	3.94	3.66	3.88
外国債券 (11.00)	-0.94	-0.74	-0.72	-0.61	-0.34
外国株式 (12.00)	2.08	2.68	1.99	2.64	3.03
短期資産 (5.00)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

(注) () 内の数値は基本ポートフォリオ

【市場動向の把握・分析等】

キャッシュ・アウト及びリバランス検討時に必要な市場動向の把握のため、月次のタイミングで足元及び翌月の市場動向分析を実施した。この結果、市場に特段の影響を与えることなく、適切かつ円滑にリバランスを実施することができた。

リバランスについては、国内債券の乖離が一時的に基本ポートフォリオの乖離許容幅の下限を超えたことから、リバランスを実施した。

なお、リバランスの検討時に必要な市場動向の把握のため、足元の市場動向等の分析を実施した。

【資産全体のリスク管理】

リスク管理においては、資産配分に係るリスク及びトラッキングエラーの値の推移の変化要因を分析し把握することで、問題発生の有無や対応措置の必要があるかについて判断している。

平成25年度は、バリュアットリスクのモニタリングを行うとともに、次のようなリスク管理数値により、資産全体のリスク管理を行っている。

ア 財投債を含めた運用資産全体のリスク

参照ポートフォリオの推定総リスク	基本ポートフォリオから年金特別会計分の短期資産を除いた参照ポートフォリオのウェイトで、各資産はベンチマークどおりに運用した場合の推定リスク量。
実績ポートフォリオの推定総リスク	基本ポートフォリオから年金特別会計分の短期資産を除いた部分の実際の保有ウェイトで、各資産はベンチマークどおりに運用した場合の推定リスク量。
推定相対リスク	参照ポートフォリオと実際のポートフォリオのウェイトの差から生じるリスク量。

イ 市場運用資産全体のリスク

参照ポートフォリオの推定総リスク	基本ポートフォリオから年金特別会計分の短期資産と財投債を除いた市場運用資産の参照ポートフォリオのウェイトで、各資産はベンチマークどおりに運用した場合の推定リスク量。
実績ポートフォリオの推定総リスク	基本ポートフォリオから年金特別会計分の短期資産と財投債を除いた部分の実際の保有ウェイトで、各資産はベンチマークどおりに運用した場合の推定リスク量（アクティブリスク（トラッキングエラー）の推定リスク量を含む）。
推定相対リスク	市場運用資産の参照ポートフォリオと実際のポートフォリオのウェイトの差から生じるリスク量（アクティブリスク（トラッキングエラー）の推定リスクを含む）。

資産全体のリスクを分析した結果、「実績ポートフォリオの推定総リスク」の変化は、実績ポートフォリオにおける各資産の構成割合の変化により生じていた。また、推定相対リスクの変化は、参照値と実績ポートフォリオの構成割合の乖離があることから生じていることを確認した。

【各資産の対ベンチマークの超過収益率の要因分析】

業務実績第 1.2. (1) P.5 参照

【対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析】

運用資産全体に係る収益率と複合ベンチマーク収益率（各運用資産のベンチマーク収益率を、基準となる資産構成割合の参照値で加重したもの）との差である超過収益率について、①資産配分要因、②個別資産要因及び③その他要因（誤差含む）の3つの要因に分解すると、次のとおりである。

	資産配分要因 ①	個別資産要因 ②	その他要因 (誤差含む) ③	①+②+③
国内債券	0.29%	0.03%	-0.00%	0.31%
国内株式	0.18%	-0.06%	-0.01%	0.10%
外国債券	0.06%	-0.02%	-0.00%	0.05%
外国株式	0.40%	-0.01%	-0.00%	0.38%
短期資産	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
合計	0.92%	-0.06%	0.04%	0.90%

① 資産配分要因：0.92%

国内債券	ベンチマーク収益率（0.72%）が複合ベンチマーク収益率（7.74%）を下回った資産であったが、資産構成割合が参照値を平均的に下回ったことから、0.29%のプラス寄与となった。
国内株式	ベンチマーク収益率（18.56%）が複合ベンチマーク収益率（7.74%）を上回った資産であり、資産構成割合が参照値を平均的に上回ったことから、0.18%のプラス寄与となった。
外国債券	ベンチマーク収益率（15.09%）が複合ベンチマーク収益率（7.74%）を上回った資産であり、基本ポートフォリオ変更前の4月及び5月において、資産構成割合が参照値を上回ったことから、0.06%のプラス寄与となった。
外国株式	ベンチマーク収益率（32.09%）が複合ベンチマーク収益率（7.74%）を上回った資産であり、資産構成割合が参照値を平均的に上回ったことから、0.40%のプラス寄与となった。

② 個別資産要因：-0.06%

個別資産要因は、国内債券で0.03%のプラス寄与となったが、国内株式、外国債券及び外国株式でそれぞれ0.06%、0.02%、0.01%のマイナス寄与となったことから、全体では0.06%のマイナス寄与となった。

	<p>② 各資産 市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、外国資産については、カントリーリスクも注視する。</p>	<p>② 各資産 市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、外国資産については、カントリーリスクも注視する。</p>	<p>③ その他要因（誤差含む）： 0.04% その他要因に計算上の誤差を加えた要因は0.04%のプラス寄与となった。</p> <p>運用資産全体に係る収益率と複合ベンチマーク収益率を比較した場合の主な乖離要因は、管理運用法人が目標とする資産構成割合と実際のポートフォリオの資産構成割合との乖離による資産配分要因であった。</p> <p>【各資産のリスク管理】 毎月、以下のそれぞれリスク状況を把握し、大きな変化が生じていないか確認するとともに、問題発生の有無や対応措置の必要についても確認している。その結果、平成25年度においては問題のないことを確認した。</p> <p>① 市場リスク 国内株式及び外国株式はトラッキングエラーやベータ値、国内債券及び外国債券はトラッキングエラーやデュレーションによりリスク状況をモニタリング。</p> <p>●推定トラッキングエラー（モデルを用いて推定した超過収益率の標準偏差） (単位：%)</p> <table border="1" data-bbox="1751 850 2567 1522"> <thead> <tr> <th></th> <th>国内債券</th> <th>国内株式</th> <th>外国債券</th> <th>外国株式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4月</td><td>0.05</td><td>0.27</td><td>0.13</td><td>0.09</td></tr> <tr><td>5月</td><td>0.04</td><td>0.26</td><td>0.12</td><td>0.09</td></tr> <tr><td>6月</td><td>0.03</td><td>0.24</td><td>0.11</td><td>0.09</td></tr> <tr><td>7月</td><td>0.02</td><td>0.24</td><td>0.14</td><td>0.11</td></tr> <tr><td>8月</td><td>0.02</td><td>0.23</td><td>0.11</td><td>0.12</td></tr> <tr><td>9月</td><td>0.02</td><td>0.22</td><td>0.12</td><td>0.12</td></tr> <tr><td>10月</td><td>0.02</td><td>0.21</td><td>0.14</td><td>0.11</td></tr> <tr><td>11月</td><td>0.03</td><td>0.22</td><td>0.14</td><td>0.11</td></tr> <tr><td>12月</td><td>0.02</td><td>0.22</td><td>0.12</td><td>0.12</td></tr> <tr><td>1月</td><td>0.03</td><td>0.23</td><td>0.15</td><td>0.12</td></tr> <tr><td>2月</td><td>0.03</td><td>0.23</td><td>0.12</td><td>0.11</td></tr> <tr><td>3月</td><td>0.02</td><td>0.11</td><td>0.13</td><td>0.11</td></tr> </tbody> </table>		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	4月	0.05	0.27	0.13	0.09	5月	0.04	0.26	0.12	0.09	6月	0.03	0.24	0.11	0.09	7月	0.02	0.24	0.14	0.11	8月	0.02	0.23	0.11	0.12	9月	0.02	0.22	0.12	0.12	10月	0.02	0.21	0.14	0.11	11月	0.03	0.22	0.14	0.11	12月	0.02	0.22	0.12	0.12	1月	0.03	0.23	0.15	0.12	2月	0.03	0.23	0.12	0.11	3月	0.02	0.11	0.13	0.11
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式																																																																
4月	0.05	0.27	0.13	0.09																																																																
5月	0.04	0.26	0.12	0.09																																																																
6月	0.03	0.24	0.11	0.09																																																																
7月	0.02	0.24	0.14	0.11																																																																
8月	0.02	0.23	0.11	0.12																																																																
9月	0.02	0.22	0.12	0.12																																																																
10月	0.02	0.21	0.14	0.11																																																																
11月	0.03	0.22	0.14	0.11																																																																
12月	0.02	0.22	0.12	0.12																																																																
1月	0.03	0.23	0.15	0.12																																																																
2月	0.03	0.23	0.12	0.11																																																																
3月	0.02	0.11	0.13	0.11																																																																

●実績トラッキングエラー（過去60ヶ月の超過収益率の標準偏差）

（単位：％）

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
4月	0.07	0.38	0.23	0.22
5月	0.08	0.37	0.23	0.23
6月	0.08	0.37	0.23	0.23
7月	0.08	0.37	0.23	0.23
8月	0.08	0.37	0.22	0.22
9月	0.08	0.36	0.22	0.23
10月	0.08	0.33	0.21	0.22
11月	0.08	0.32	0.20	0.22
12月	0.08	0.33	0.20	0.21
1月	0.07	0.32	0.20	0.21
2月	0.07	0.32	0.20	0.21
3月	0.07	0.35	0.19	0.16

●ベータ値（市場全体の収益率に対するポートフォリオの収益率の感応度）

	国内株式アクティブ	外国株式アクティブ
4月	1.02	0.99
5月	1.01	0.99
6月	1.01	0.99
7月	1.01	0.91
8月	1.01	0.99
9月	1.01	0.99
10月	1.01	0.99
11月	1.01	0.99
12月	1.01	1.00
1月	1.01	1.00
2月	1.02	1.00
3月	0.98	1.00

	<p>③ 各運用受託機関 運用受託機関に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示し、各社の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理する。 また、運用体制の変更等に注意する。</p>	<p>③ 各運用受託機関 運用受託機関ごとに運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを示す。 また、運用状況及びリスク負担の状況についての報告のほか、随時必要な資料の提出を求めるとともに、定期的に各運用受託機関とミーティングを行い、運用ガイドラインの遵守状況、運用状況及びリスク負担状況を把握し、運用受託機関に対し</p>	<p>●デュレーション（金利の変動に対する債券価格の変化率）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">国内債券修正デュレーション</th> <th colspan="3">外国債券実効デュレーション</th> </tr> <tr> <th>ポートフォリオ</th> <th>ベンチマーク</th> <th>乖離</th> <th>ポートフォリオ</th> <th>ベンチマーク</th> <th>乖離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4月</td><td>6.98</td><td>7.19</td><td>-0.22</td><td>6.13</td><td>6.09</td><td>0.04</td></tr> <tr><td>5月</td><td>6.94</td><td>7.08</td><td>-0.14</td><td>6.03</td><td>6.00</td><td>0.03</td></tr> <tr><td>6月</td><td>7.05</td><td>7.17</td><td>-0.12</td><td>5.93</td><td>5.94</td><td>-0.01</td></tr> <tr><td>7月</td><td>7.11</td><td>7.13</td><td>-0.02</td><td>5.94</td><td>5.93</td><td>0.01</td></tr> <tr><td>8月</td><td>7.18</td><td>7.11</td><td>0.08</td><td>5.92</td><td>5.92</td><td>0.00</td></tr> <tr><td>9月</td><td>7.26</td><td>7.25</td><td>0.01</td><td>5.91</td><td>5.95</td><td>-0.04</td></tr> <tr><td>10月</td><td>7.27</td><td>7.24</td><td>0.03</td><td>5.92</td><td>5.98</td><td>-0.05</td></tr> <tr><td>11月</td><td>7.27</td><td>7.20</td><td>0.07</td><td>5.90</td><td>5.97</td><td>-0.07</td></tr> <tr><td>12月</td><td>7.26</td><td>7.26</td><td>0.00</td><td>5.82</td><td>5.94</td><td>-0.12</td></tr> <tr><td>1月</td><td>7.27</td><td>7.26</td><td>0.01</td><td>5.92</td><td>5.98</td><td>-0.06</td></tr> <tr><td>2月</td><td>7.30</td><td>7.24</td><td>0.06</td><td>6.01</td><td>6.04</td><td>-0.03</td></tr> <tr><td>3月</td><td>7.33</td><td>7.33</td><td>0.00</td><td>6.00</td><td>6.10</td><td>-0.10</td></tr> </tbody> </table> <p>② 流動性リスク 各資産のベンチマークの市場規模に対する管理運用法人の時価総額ウェイトの状況等をモニタリング。</p> <p>③ 信用リスク 内外債券に係る格付基準が定められている銘柄の格付状況をモニタリング。</p> <p>④ カントリーリスク 国別等の債券スプレッドの推移等クレジットリスクをモニタリング。</p> <p>【各運用受託機関】</p> <p>ア 運用受託機関に対し、運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを提示している。</p> <p>イ 運用受託機関に対してファンドごとに提示したリスク管理指標の目標値等の遵守状況、投資行動及び運用結果の報告を、月次及び必要に応じ随時求め、一時的な要因等により管理目標値を超えたもの等について確認を行った。そのうち、3ファンド（3案件）については、再発防止策の適正な実施を求めるとともに口頭で厳重注意を行った。 株式アクティブ運用及び外国債券アクティブ運用において、同一銘柄等に対する投資制限については、5%上限を超える銘柄の報告を求めた。また、すべての運用受託機関の個別銘柄の保有状況を随時把握し、分散投資の観点から問</p>		国内債券修正デュレーション			外国債券実効デュレーション			ポートフォリオ	ベンチマーク	乖離	ポートフォリオ	ベンチマーク	乖離	4月	6.98	7.19	-0.22	6.13	6.09	0.04	5月	6.94	7.08	-0.14	6.03	6.00	0.03	6月	7.05	7.17	-0.12	5.93	5.94	-0.01	7月	7.11	7.13	-0.02	5.94	5.93	0.01	8月	7.18	7.11	0.08	5.92	5.92	0.00	9月	7.26	7.25	0.01	5.91	5.95	-0.04	10月	7.27	7.24	0.03	5.92	5.98	-0.05	11月	7.27	7.20	0.07	5.90	5.97	-0.07	12月	7.26	7.26	0.00	5.82	5.94	-0.12	1月	7.27	7.26	0.01	5.92	5.98	-0.06	2月	7.30	7.24	0.06	6.01	6.04	-0.03	3月	7.33	7.33	0.00	6.00	6.10	-0.10
	国内債券修正デュレーション				外国債券実効デュレーション																																																																																															
	ポートフォリオ	ベンチマーク	乖離	ポートフォリオ	ベンチマーク	乖離																																																																																														
4月	6.98	7.19	-0.22	6.13	6.09	0.04																																																																																														
5月	6.94	7.08	-0.14	6.03	6.00	0.03																																																																																														
6月	7.05	7.17	-0.12	5.93	5.94	-0.01																																																																																														
7月	7.11	7.13	-0.02	5.94	5.93	0.01																																																																																														
8月	7.18	7.11	0.08	5.92	5.92	0.00																																																																																														
9月	7.26	7.25	0.01	5.91	5.95	-0.04																																																																																														
10月	7.27	7.24	0.03	5.92	5.98	-0.05																																																																																														
11月	7.27	7.20	0.07	5.90	5.97	-0.07																																																																																														
12月	7.26	7.26	0.00	5.82	5.94	-0.12																																																																																														
1月	7.27	7.26	0.01	5.92	5.98	-0.06																																																																																														
2月	7.30	7.24	0.06	6.01	6.04	-0.03																																																																																														
3月	7.33	7.33	0.00	6.00	6.10	-0.10																																																																																														

	<p>④ 各資産管理機関 資産管理機関に対し資産管理ガイドラインを示し、各機関の資産管理状況を把握し、適切に管理する。 また、資産管理機関の信用リスク</p>	<p>適切に管理、評価を行う。 運用体制の変更等については、その都度報告を受け、必要に応じてミーティングを行い、問題点等の有無を確認する。</p> <p>④ 各資産管理機関 資産管理機関ごとに資産管理の目標、管理手法及び体制等に関する資産管理ガイドラインを示す。 また、資産管理状況についての報</p>	<p>題がないことを確認した。</p> <p>ウ 次のとおり、総合評価のための定期ミーティング及び上半期の運用状況及びリスク管理の遵守状況等の確認を目的とした定期ミーティングを実施し、ガイドラインの遵守状況、運用状況及びリスク負担状況を把握した。</p> <p>○総合評価を目的とした定期ミーティング</p> <ul style="list-style-type: none"> i 外国株式アクティブ運用受託機関（7ファンド）：10月22日～10月25日 ii 外国債券アクティブ運用受託機関（7ファンド）：10月28日～10月31日 iii 国内債券アクティブ運用受託機関（9ファンド）：11月1日～11月8日 iv 国内債券・外国債券・外国株式パッシブ運用受託機関（18ファンド）：11月11日～11月14日 <p>総合評価結果により、以下の運用受託機関について、解約、資金の一部回収及び資金配分停止、又は追加配分を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解約 →外国株式アクティブ運用受託機関（1ファンド） ・資金の一部回収及び資金配分停止 →外国債券アクティブ運用受託機関（1ファンド） 外国株式アクティブ運用受託機関（3ファンド） ・資金の追加配分 →外国債券アクティブ運用受託機関（6ファンド） 外国株式アクティブ運用受託機関（3ファンド） <p>○リスク管理ミーティング 平成25年度の総合評価が一定水準以下の運用受託機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国債券アクティブ（1ファンド） ・外国株式アクティブ（3ファンド） （平成26年2月下旬に実施） <p>なお、本ミーティングを実施しないファンドについても、同一の様式により報告書を求め、運用状況及びリスク管理状況を確認した。</p> <p>エ 運用体制の変更等については、運用に大きな影響を及ぼすものであるため、迅速に把握の上、適切な措置を講じることとしている。平成25年度において運用体制の変更等があったものは32ファンドで51件であった。このうち、運用統括責任者の変更等、重要な変更があったのは3ファンドで4件であった。これらの社に対しては、必要に応じてミーティング等を実施し説明を求めた。</p> <p>【各資産管理機関】 ア 資産管理機関に対し、資産管理の目標、管理手法及び体制等に関する資産管理ガイドラインを提示している。また、自家運用における資産管理機関に対しても、資産管理ガイドラインを提示している。</p>
--	---	--	--

	<p>を管理するほか、資産管理体制の変更等に注意する。</p> <p>⑤ 自家運用 運用ガイドラインを定め、運用状況及びリスク負担の状況を確認し、適切に管理する。</p>	<p>告のほか、随時必要な資料の提出を求めるとともに、定期的にミーティングを行い、資産管理ガイドラインの遵守状況を把握し、資産管理機関に対し適切に管理、評価を行う。</p> <p>さらに、信用リスクについては、随時管理するとともに、資産管理体制の変更等については、その都度報告を受け、必要に応じてミーティングを行い、問題点の有無を確認する。</p> <p>⑤ 自家運用 自家運用に係る運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを定め、随時遵守状況を適切に管理する。</p>	<p>イ 各社の資産管理状況については資産管理状況に係るデータの提出を求めるとともに、ガイドラインにおける資産管理の目標、管理手法及び体制等について随時必要な資料を求め、内容を確認した（4社）。 なお、組織改正を伴うものについては、必要に応じてミーティングを実施した（3社9件）。定期ミーティング等においても状況を確認した。</p> <p>ウ 総合評価のためのミーティングを平成25年12月に、全資産管理機関に対して現地において実施し、ガイドラインの遵守状況、資産管理状況等を把握するとともに、問題がないことを確認した。</p> <p>エ 資産管理体制の変更等については、資産管理に大きな影響を及ぼすものであるため、迅速に把握の上、適切な措置を講じることとしている。平成25年度においては、3社9件の人事異動等により資産管理体制の変更があったが、変更後の資産管理体制について、特に問題のないことを確認した。</p> <p>オ 資産管理機関の信用リスクの管理については、格付状況を月1回確認し、問題のないことを確認した。</p> <p>【自家運用】 運用部はインハウス運用室に対し運用ガイドラインを示し、月次でリスク管理状況等の報告を受け、リスク管理指標に係る目標値等の遵守状況について問題のないことを確認した。 さらに、運用状況の報告を受け、平成25年11月にミーティングを実施し、問題のないことを確認した。 自家運用に係る取引先の評価について、「債券の売買の取引先」及び「短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者」に関する取引執行能力、事務処理能力等を総合的に評価し、以下のとおり決定を行った。 ・債券の売買の取引先としての証券会社は、既存20社中全社を「継続」とした。 ・短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者は、既存16社中全社を「継続」とした。 自家運用に係る取引先の選定については、外貨建て投資信託受益証券の売買取引先としての証券会社に係る取引執行能力、事務処理能力等について総合的な評価を行い、1社を選定した。 なお、インハウス運用室では、月次でリスク管理を行っているほか、日次で国内債券パッシブファンドのリスク特性値、保有債券及び購入予定債券の格付けの状況による信用リスク並びに短期資産ファンドの与信先の格付けによる信用リスク、約定前後の運用対象資産及び与信限度額について、運用部から示された運用ガイドライン等に基づき、遵守状況の確認を行っている。 また、外貨建て投資信託受益証券ファンドに係る運用及び執行のガイドラインを新たに定めた。</p>
--	---	---	--

評価の視点等	自己評価	A	【 評価項目 2 】	評定
<p>【評価項目 2 リスク管理】</p> <p>【評価の視点】</p> <p>(1) 資産全体の資産構成割合とポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握し、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 適切かつ円滑なリバランスを実施するために、市場動向の把握・分析等必要な機能の強化を行ったか。</p> <p>(3) 毎年度、各資産の収益率とベンチマーク収益率、資産全体の収益率と複合ベンチマーク収益率を比較し、その乖離要因を分析し、必要な措置が講じられているか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>資産全体については、リターン・リスク等の特性が異なる国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に分散投資を行うことにより、リスクの低減に努めた。</p> <p>また、各資産ごとに、ベンチマークの相対リスクの推移等を把握・分析し、リスク管理を行った。</p> <p>平成25年度においては、国内債券が基本ポートフォリオの乖離許容幅を超過したため、リバランスを実施した。なお、基本ポートフォリオの見直しを行い、その後は乖離許容幅を超過することはなかった。</p> <p>なお、リバランスの検討時に必要な市場動向の把握のため、足元の市場動向等の分析を実施した。</p> <p>この結果、市場に特段の影響を与えることなく、適切かつ円滑にリバランスを実施することができた。</p> <p>実績：○</p>	<p>【乖離状況の把握等】</p> <p>○ 平成25年度は、年金積立金全体と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握した。この結果、国内債券の乖離状況について、基本ポートフォリオ変更前にあらかじめ定めた乖離許容幅を超過したものの、基本ポートフォリオ変更後は乖離許容幅内に収まったことを確認した。その他の資産の乖離状況については、年度を通じてすべて乖離許容幅の中に収まっており問題がないことを確認した。 (業務実績第1.2.(2)【乖離状況の把握等】(P.11~12)参照)</p> <p>実績：○</p> <p>【市場動向の把握・分析等】</p> <p>○ キャッシュ・アウト及びリバランス検討時に必要な市場動向の把握のため、月次のタイミングで足元及び翌月の市場動向分析を実施した。この結果、市場に特段の影響を与えることなく、適切かつ円滑にリバランスを実施することができた。</p> <p>リバランスについては、国内債券の乖離が一時的に基本ポートフォリオの乖離許容幅の下限を超えたことから、リバランスを実施した。</p> <p>なお、リバランスの検討時に必要な市場動向の把握のため、足元の市場動向等の分析を実施した。 (業務実績第1.2.(2) (P.11)参照)</p> <p>実績：○</p> <p>【各資産及び資産全体の収益率とベンチマーク収益率の乖離要因】</p> <p>○ 平成25年度においては、国内株式、外国債券及び外国株式はマイ</p>	<p>【 評価項目 2 】</p>	<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>(評価は、評定記入用紙に記入ください。)</p>

ナスの超過収益率、国内債券及び短期資産については、概ねベンチマーク並みの収益率となった。
 各資産の収益率とベンチマーク収益率の乖離要因について、分析ツールを用いて分析を行った。
 (業務実績第1.2.(1)②【各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率】(P.4~6) 参照)

【対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析】

○ 対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析は以下のとおり。

① 資産配分要因：0.92%

国内債券	ベンチマーク収益率(0.72%)が複合ベンチマーク収益率(7.74%)を下回った資産であったが、資産構成割合が参照値を平均的に下回ったことから、0.29%のプラス寄与となった。
国内株式	ベンチマーク収益率(18.56%)が複合ベンチマーク収益率(7.74%)を上回った資産であり、資産構成割合が参照値を平均的に上回ったことから、0.18%のプラス寄与となった。
外国債券	ベンチマーク収益率(15.09%)が複合ベンチマーク収益率(7.74%)を上回った資産であり、基本ポートフォリオ変更前の4月及び5月において、資産構成割合が参照値を上回ったことから、0.06%のプラス寄与となった。
外国株式	ベンチマーク収益率(32.09%)が複合ベンチマーク収益率(7.74%)を上回った資産であり、資産構成割合が参照値を平均的に上回ったことから、0.40%のプラス寄与となった。

② 個別資産要因：-0.06%

個別資産要因は、国内債券で0.03%のプラス寄与となったが、国内株式、外国債券及び外国株式でそれぞれ0.06%、0.02%、0.01%のマイナス寄与となったことから、全体では0.06%のマイナス寄与となった。

③ その他要因(誤差含む)：0.04%

その他要因に計算上の誤差を加えた要因は0.04%のプラス寄与となった。

(業務実績第1.2.(2)【対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析】(P.14~15) 参照)

(4) 資産全体のリスクの確認、分析及び評価を適切な体制及び方法により行っているか。また、問題がある場合、必要な措置を講じたか。

実績：○

【資産全体のリスク管理】

○ 平成25年度においては、バリュアットリスクのモニタリングを行うとともに、資産全体のリスク管理については、複数のリスク管理数値を毎月1回把握し、これらのリスク値の変動要因を分析した上で特に問題がないことを確認した。

(業務実績第1.2.(2)【資産全体のリスク管理】(P.12~13) 参照)

(5)各資産ごとに管理すべきリスクを明確にし、定期的に確認し、問題がある場合、必要な措置をとっているか。

実績：○
【各資産のリスク管理】
○ 基本となるアクティブリスクとして、国内株式及び外国株式については、トラッキングエラーやベータ値により、国内債券及び外国債券については、トラッキングエラーやデュレーションにより、それぞれ毎月、ベンチマークとの乖離状況のモニタリングを行った。その結果、平成25年度中は問題が生じなかった。
また、国別等の債券スプレッド等の推移等、クレジットリスクに係るモニタリングを行った。
(業務実績第1.2.(2)【各資産のリスク管理】(P.15~17)参照)

(6)運用受託機関に対し、運用ガイドラインを示しているか。運用スタイルの異なる運用受託機関を適切に組み合わせるとともに、各運用受託機関に期待する運用スタイルに対応した適切なベンチマークを示しているか。また、各社の運用状況及びリスク負担の状況について、定期的に把握・分析し、問題がある場合、必要な措置をとったか。

実績：○
【運用スタイルに応じたベンチマーク等】
○ 運用受託機関に対し、遵守すべき運用ガイドラインを提示している。その際、各運用受託機関の運用スタイルやファンド特性を考慮して適切なベンチマークを示している。
(業務実績第1.2.(2)【各運用受託機関】ア(P.17)参照)

○ 各運用受託機関のリスク管理指標に係る目標値の遵守状況について、月次及び必要に応じ随時、報告を求め、一時的な要因等により管理目標値を超えたもの等について確認を行った。そのうち、3ファンド(3案件)については、再発防止策の適正な実施を求めるとともに口頭で嚴重注意を行う等、運用状況及びリスク状況について適切な措置を講じた。
(業務実績第1.2.(2)【各運用受託機関】イ(P.17)参照)

(7)資産管理機関に対し、資産管理ガイドラインを示しているか。また、各社の資産管理状況を把握し、問題がある場合、必要な措置をとったか。

実績：○
【資産管理状況の把握等】
○ 資産管理機関に対し、資産管理ガイドラインを提示している。各社の資産管理状況については資産管理状況に係るデータの提出を求めるとともに、定期ミーティング等においても状況を確認した。
(業務実績第1.2.(2)【各資産管理機関】ア~ウ(P.18)参照)

(8)資産管理機関の信用リスクを管理しているか。また、資産管理体制の変更について、注意しているか。

実績：○
【信用リスクの管理等】
○ 資産管理機関に係る信用リスクについては、毎月1回格付状況を把握し、問題のないことを確認した。
また、資産管理機関の資産管理体制の変更にあたっては、提示したガイドラインに基づき迅速な報告がなされている。
内容は、人事異動等によるものであり、資産管理に関しての重大な変更該当するものはなく、変更後の資産管理体制について、問題のないことを確認した。
(業務実績第1.2.(2)【各資産管理機関】エ~オ(P.19)参照)

(9) 自家運用において、運用ガイドラインを定めているか。また、運用状況及びリスク負担の状況について、定期的に確認し、問題がある場合、必要な対応を行ったか。

実績：○

【自家運用の運用状況等の確認】

○ 自家運用に係る運用ガイドラインについては運用部より提示している。これに基づき、インハウス運用室へ必要な資料の提出を求め、その遵守状況については運用部において月次で管理し、問題のないことを確認した。

インハウス運用室においても運用ガイドライン等の遵守状況の確認を定期的に行い、問題のないことを確認した。

また、外貨建て投資信託受益証券ファンドに係る運用及び執行のガイドラインを新たに定めた。

(業務実績第 1.2.(2)【自家運用】P.19) 参照)

中期目標	中期計画	平成25年度計画	平成25年度業務実績																		
<p>(4) 運用手法について</p> <p>長期保有を前提としたインデックス運用等のパッシブ運用を中心とする。例外については、これまでの運用実績も勘案し、適切に確たる根拠を説明できる場合に限るものとする。</p> <p>収益確保のための運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めること。また、運用実績等を勘案しつつ、運用受託機関等を適時に見直すこと。</p>	<p>(3) 運用手法について</p> <p>年金積立金は巨額であり、市場への影響に配慮する必要があること、長期的には市場は概ね効率的であると考えられること等から、各資産ともパッシブ運用を中心とする。なお、アクティブ運用は、これまでの実績を勘案し、運用受託機関の選定に際して運用の手法、実績及び体制等を精査し超過収益確保の可能性が高いと判断される場合等に限り行うものとする。</p> <p>また、ベンチマークをより適切なものに見直すなど収益確保や運用の効率化のための運用手法の見直し及び的確なパフォーマンス管理を行うなど運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めるとともに、運用実績等を勘案しつつ、運用受託機関を適時に見直す。</p>	<p>(3) 運用手法</p> <p>① 各資産ともパッシブ運用を中心とする。アクティブ運用は、これまでの実績を勘案し、運用受託機関の選定に際して運用の手法、実績及び体制等を精査し超過収益確保の可能性が高いと判断される場合等に限り行うものとする。</p> <p>② 収益確保や運用の効率化のための運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進める。</p>	<p>(3) 運用手法</p> <p>① 各資産ともパッシブ運用の割合を高め維持することに留意しつつ運用を行い、平成25年度末のパッシブ・アクティブの割合は、次のとおり資産の約7～9割がパッシブ運用となっている。</p> <p>●パッシブ運用及びアクティブ運用の割合（平成26年3月末） (単位：%)</p> <table border="1" data-bbox="1754 443 2703 653"> <thead> <tr> <th></th> <th>国内債券</th> <th>国内株式</th> <th>外国債券</th> <th>外国株式</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パッシブ</td> <td>90.13</td> <td>87.69</td> <td>71.70</td> <td>89.37</td> <td>86.00</td> </tr> <tr> <td>アクティブ</td> <td>9.87</td> <td>12.31</td> <td>28.30</td> <td>10.63</td> <td>14.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 平成25年度においては、以下の取組を実施した。</p> <p>ア 国内外の機関投資家との共同投資協定に基づくインフラストラクチャー投資の一環として、自家運用において、外貨建て投資信託受益証券ファンドを設定し、投資信託受益証券を購入した。</p> <p>イ 国内株式パッシブ運用及びアクティブ運用について、運用受託機関構成を一体的に見直すこととし、公募を開始し、平成25年度中に第3次審査まで行った上で、運用受託機関を選定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パッシブ10ファンド（新規5、既存5）、アクティブ14ファンド（新規11、既存3）を選定し、運用を開始 ・パッシブ運用においては、「JPX日経400」を含む3つのインデックスを新たに採用 ・アクティブ運用は、「スマートベータ型」を「伝統的」と別枠で位置づけ ・「伝統的」で、多彩な運用手法（エンゲージメント運用を含む）を採用 ・J-REITの組み入れを開始 ・リザーブファンドを選定 ・運用実績連動型報酬のファンドを採用 <p>ウ 外国株式アクティブ運用（先進国）について、第3次審査を終了し、運用を開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9ファンド（新規6、既存3）に厳選して選定し、運用を開始 ・厳選投資等の多彩な運用手法を採用 ・リザーブファンドを選定 ・運用実績連動型報酬のファンドを採用 <p>エ 平成25年10月に物価連動国債の発行が再開されたことから、物価上昇に対応するための運用対象として物価連動国債を導入することを検討し、関係省庁との調整や運用委員会の審議を経て、平成26年度より、発行規模や市場状況を見ながら、購入することを決定した。また、管理運用方針を改正し、自家運用のファンドとして物価連動国債ファンドの規定を追加した。</p>		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	合計	パッシブ	90.13	87.69	71.70	89.37	86.00	アクティブ	9.87	12.31	28.30	10.63	14.00
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	合計																
パッシブ	90.13	87.69	71.70	89.37	86.00																
アクティブ	9.87	12.31	28.30	10.63	14.00																

③ 運用実績等を勘案しつつ、運用受託機関を適時に見直すこととし、平成25年度は外国株式アクティブ運用受託機関構成の見直し等を行う。

③ 平成25年度においては、以下の取組を実施した。

- ア 国内株式パッシブ・アクティブ運用受託機関に係る選定を行った。選定に当たっては、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス、事務処理体制、株主議決権行使の取組及び運用手数料について精査した。
- イ 外国株式アクティブ運用受託機関に係る選定を行った。選定に当たっては、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス、事務処理体制、株主議決権行使の取組及び運用手数料について精査した。

●国内株式パッシブ・アクティブ運用

公募	平成25年4月26日にホームページに公募要綱サイトを作成し、公告した。これを受けて、期限である6月14日までに56ファンドの応募があった。(パッシブ5ファンド、アクティブ51ファンド)
第1次審査	応募のあった56ファンドについて、運用機関の提出書類に基づき、応募資格要件及び過去の運用実績を中心に第1次審査を行った。その結果、41ファンドを第1次審査通過とした。(パッシブ5ファンド、アクティブ36ファンド)
第2次審査	第1次審査通過とした新規応募の運用機関(41ファンド)及び第2次審査を辞退した3ファンドを除く既存の運用受託機関(20ファンド)について、第2次審査のためのヒアリングを実施し、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス及び事務処理体制、株主議決権行使の取組の評価項目について審査基準に基づき審査し、総合評価(運用委託手数料に係る部分を除く)を行った。この結果、新規応募の19ファンドと既存の運用受託機関の12ファンドを第2次審査通過とした。(パッシブ7ファンド、アクティブ24ファンド)
第3次審査	第2次審査通過とした31ファンドのうち第3次審査を辞退した1ファンドを除く30ファンドについて、現地調査等に基づく第3次審査を実施し、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス、株主議決権行使の取組及び事務処理体制を確認した。 この結果を踏まえ、運用委託手数料に係る評価を加味し、総合評価を実施し、運用委員会で審議を経た上で、24ファンドを選定した。 (パッシブ10ファンド、アクティブ14ファンド)

	<p>(4) 財投債の管理及び運用</p> <p>平成19年度までに引き受けた満期保有とする財投債について、年金積立金の適正な管理に資するため、時価による評価も併せて行い、開示することとする。</p> <p>なお、当該財投債については、第1の2の(1)に定めるベンチマーク収益率に係る規定を適用しない。</p>	<p>(4) 財投債の管理及び運用</p> <p>自家運用において、引き受けた満期保有とする財投債について、管理及び運用を行う。また、資産の評価に当たっては、償却原価法に併せ、時価による評価も行い、開示する。</p>	<p>●外国株式アクティブ運用</p> <table border="1" data-bbox="1789 216 2748 579"> <tr> <td data-bbox="1789 216 1967 579">第3次審査</td> <td data-bbox="1967 216 2748 579"> <p>第2次審査通過とした16ファンドのうち第3次審査を辞退した1ファンドを除く15ファンドについて、現地調査等に基づく第3次審査を実施し、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス、株主議決権行使の取組及び事務処理体制を確認した。</p> <p>この結果を踏まえ、運用委託手数料に係る評価を加味し、総合評価を実施し、運用委員会で審議を経た上で、9ファンドを選定した。</p> </td> </tr> </table> <p>(注) 公募及び第1次、第2次審査については、平成24年度中に実施した。</p> <p>(4) 財投債の管理及び運用</p> <p>① 第1四半期末、第2四半期末及び第3四半期末の各時点の償却原価法による評価額と併せて時価法による評価額について、各四半期の管理及び運用実績の状況等の一環として公表した(平成25年度末時点の評価額については業務概況書にて公表。)</p> <p>② 資産管理機関から月末の資産管理状況について、月次及び四半期で報告を求め、適切に管理されていることを確認した。</p>	第3次審査	<p>第2次審査通過とした16ファンドのうち第3次審査を辞退した1ファンドを除く15ファンドについて、現地調査等に基づく第3次審査を実施し、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス、株主議決権行使の取組及び事務処理体制を確認した。</p> <p>この結果を踏まえ、運用委託手数料に係る評価を加味し、総合評価を実施し、運用委員会で審議を経た上で、9ファンドを選定した。</p>
第3次審査	<p>第2次審査通過とした16ファンドのうち第3次審査を辞退した1ファンドを除く15ファンドについて、現地調査等に基づく第3次審査を実施し、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス、株主議決権行使の取組及び事務処理体制を確認した。</p> <p>この結果を踏まえ、運用委託手数料に係る評価を加味し、総合評価を実施し、運用委員会で審議を経た上で、9ファンドを選定した。</p>				

評価の視点等	自己評価	S	【評価項目3】	評定	
<p>【評価項目3 運用手法、財投債の管理・運用】</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>平成25年度は、以下の取組を実施した。</p> <p>ア 国内外の機関投資家との共同投資協定に基づくインフラストラクチャー投資の一環として、自家運用において、外貨建て投資信託受益証券ファンドを設定し、投資信託受益証券を購入した。</p> <p>イ 国内株式パッシブ運用及びアクティブ運用について、運用受託機関構成を一体的に見直すこととし、公募を開始し、平成25年度中に第3次審査まで行った上で、運用受託機関を選定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パッシブ10ファンド（新規5、既存5）、アクティブ14ファンド（新規11、既存3）を選定し、運用を開始 ・パッシブ運用においては、「JPX日経400」を含む3つのインデックスを新たに採用 ・アクティブ運用は、「スマートベータ型」を「伝統的」と別枠で位置づけ ・「伝統的」で、多彩な運用手法（エンゲージ運用を含む）を採用 ・J-REITの組み入れを開始 ・リザーブファンドを選定 ・運用実績連動型報酬のファンドを採用 <p>ウ 外国株式アクティブ運用（先進国）について、第3次審査を終了し、運用を開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9ファンド（新規6、既存3）に厳選して選定し、運用を開始 ・厳選投資等の多彩な運用手法を採用 ・リザーブファンドを選定 ・運用実績連動型報酬のファンドを採用 <p>エ 平成25年10月に物価連動国債の発行が再開されたことから、物価上昇に対応するための運用対象として物価連動国債を導入することを検討し、関係省庁との調整や運用委員会の審議を経て、平成26年度より、発行規模や市場状況を見ながら、購入することを決定した。また、管理運用方針を改正し、自家運用のファンドとして物価連動国債ファンドの規定を追加した。</p>			<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>(評価は、評定記入用紙に記入ください。)</p>	

【評価の視点】

(1) 運用手法は、各資産ともパッシブ運用が中心となっているか。

(2) アクティブ運用の運用受託機関の選定に際しては、これまでの実績を勘案し、運用体制及び投資方針、銘柄選択の方法論等の運用手法を精査し、選定の可否の判断が適切に行われているか。

(3) 収益確保や運用の効率化のための運用手法の見直しを行っているか。

実績：○

【パッシブ運用を中心とした運用手法】

○ 以下のとおり、各資産ともパッシブ運用の割合を高めに維持することに留意しつつ運用を行い、平成25年度末のパッシブ・アクティブの割合は、次のとおり資産の約7～9割がパッシブ運用となっている。

●パッシブ運用及びアクティブ運用の割合（平成26年3月末）

（単位：％）

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	合計
パッシブ	90.13	87.69	71.70	89.37	86.00
アクティブ	9.87	12.31	28.30	10.63	14.00

（業務実績第1.2.(3)①(P.24) 参照）

実績：○

平成25年度においては、国内株式パッシブ・アクティブ運用及び外国株式アクティブ運用の運用受託機関等の選定を以下のとおり実施した。

【国内株式パッシブ・アクティブ運用及び外国株式アクティブ運用の運用受託機関等の選定】

○ 平成25年度においては、国内株式パッシブ・アクティブ運用及び外国株式アクティブ運用に係る運用受託機関の選定に当たり、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス、事務処理体制及び株主義決権行使の取組について精査し、運用手数料を含む総合評価の結果を踏まえ、運用委員会の審議も経て選定した。

（業務実績第1.2.(3)②③(P.24～26) 参照）

実績：○

【収益確保や運用の効率化のための運用手法の見直し】

○ 平成25年度においては、以下の取組を実施することにより、収益確保や運用の効率化を図った。

ア 国内外の機関投資家との共同投資協定に基づくインフラストラクチャー投資の一環として、自家運用において、外貨建て投資信託受益証券ファンドを設定し、投資信託受益証券を購入した。

イ 国内株式パッシブ運用及びアクティブ運用について、運用受託機関構成を一体的に見直すこととし、公募を開始し、平成25年度中に第3次審査まで行った上で、運用受託機関を選定した。

- ・パッシブ10ファンド（新規5、既存5）、アクティブ14ファンド（新規11、既存3）を選定し、運用を開始
- ・パッシブ運用においては、「JPX日経400」を含む3つのインデックスを新たに採用
- ・アクティブ運用は、「スマートベータ型」を「伝統的」と

(4) 運用受託機関の選定・管理の強化のための取組を進めるとともに、運用実績等を勘案しつつ、運用受託機関を適時見直しているか。

(5) 財投債の管理及び運用は、適切に行われているか。

(6) 満期保有とする財投債について、時価による評価も併せて行い、開示しているか。

別枠で位置づけ

- ・「伝統的」で、多彩な運用手法（エンゲージメント運用を含む）を採用
- ・J-R E I Tの組み入れを開始
- ・リザーブファンドを選定
- ・運用実績連動型報酬のファンドを採用

ウ 外国株式アクティブ運用（先進国）について、第3次審査を終了し、運用を開始した。

- ・9ファンド（新規6、既存3）に厳選して選定し、運用を開始
- ・厳選投資等の多彩な運用手法を採用
- ・リザーブファンドを選定
- ・運用実績連動型報酬のファンドを採用（業務実績第1.2.(3)②(P.24)参照）

エ 平成25年10月に物価連動国債の発行が再開されたことから、物価上昇に対応するための運用対象として物価連動国債を導入することを検討し、関係省庁との調整や運用委員会の審議を経て、平成26年度より、発行規模や市場状況を見ながら、購入することを決定した。また、管理運用方針を改正し、自家運用のファンドとして物価連動国債ファンドの規定を追加した。

実績：○

【運用受託機関の選定・管理の強化の取組等】

○ 平成25年度においては、国内株式パッシブ・アクティブ運用及び外国株式アクティブ運用に係る運用受託機関の選定に当たり、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス、事務処理体制及び株主義決権行使の取組について精査し、運用手数料を含む総合評価の結果を踏まえ、運用委員会の審議も経て選定した。（業務実績第1.2.(3)(P.24~26)参照）

実績：○

【財投債の管理及び運用】

○ 資産管理機関から月末の資産管理状況について月次及び四半期で報告を求め、適切に資産の管理がされていることの確認を行った。（業務実績第1.2.(4)(P.26)参照）

実績：○

【満期保有とする財投債の評価】

○ 財投債はすべて満期保有目的としているが、資産の評価に当たっては、償却原価法に併せ、時価による評価も実施し、平成25年度業務概況書及び各四半期の運用状況等において公表した。（業務実績第1.2.(4)(P.26)参照）

中期目標	中期計画	平成25年度計画	平成25年度業務実績								
<p>3. 透明性の向上</p> <p>年金積立金の管理及び運用の方針並びに運用結果等について、年度の業務概況書など公開資料をより一層分かりやすいように工夫するとともに、運用受託機関等の選定過程及び結果の公表、株主義決権の行使の考え方及び結果の公表の更なる充実により、国民に対する情報公開・広報活動の充実を図ること。</p> <p>また、運用委員会の専門性を十分に活用する観点から、運用受託機関等の選定過程においても、運用委員会の審議を経ること。その際、管理運用委託手数料の水準についても審議の対象とするとともに、その透明性の向上を図ること。</p> <p>さらに、運用委員会の審議の透明性の確保を図るため、市場への影響にも配慮しつつ、一定期間を経た後に議事録を公表すること。</p>	<p>3. 透明性の向上</p> <p>年金積立金の管理及び運用に関して、年度の業務概況書など公開資料をより一層分かりやすいように工夫し、引き続き、各年度の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況、運用資産ごとの状況及び各運用受託機関等の状況を含む。）等について、毎年1回（各四半期の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況及び運用資産ごとの状況を含む。）等については四半期ごとに）ホームページ等を活用して迅速に公表する。</p> <p>また、運用受託機関等の選定過程及び結果の公表、株主義決権の行使の考え方及び結果の公表の更なる充実により、国民に対する情報公開・広報活動の充実を図る。</p> <p>これらの情報公開に当たっては、市場への影響に留意するものとする。</p> <p>運用受託機関等の選定について、その過程においても、運用委員会の審議を経る。その際、管理運用委託手数料の水準についても審議の対象とするとともに、その透明性の向上を図る。</p> <p>加えて、運用委員会の審議の透明性の確保を図るため、市場への影響にも配慮しつつ、運用委員会の定めるところにより、一定期間を経た後に議事録を公表する。</p>	<p>3. 透明性の向上</p> <p>年金積立金の管理及び運用に関して、国民のより一層の理解と協力を得るため、年度の業務概況書など公開資料をより一層分かりやすいように工夫し、ホームページ等を活用して、情報公開を積極的に行い、国民に対する情報公開・広報活動の充実等を図る。</p> <p>具体的には、以下の取組を進めることとし、その際には、市場への影響に留意するものとする。</p> <p>(1) 基本ポートフォリオ等の管理及び運用の趣旨や仕組みをホームページ等で説明する。</p> <p>(2) 管理運用に関する基本的な方針・遵守事項等を規定した管理運用方針をホームページにより公開する。</p> <p>(3) 各年度の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況、運用資産ごとの状況及び各運用受託機関の状況を含む。）については7月末までに、四半期の運用状況については8月末、11月末及び2月末を目処にホームページ等により情報を公開する。</p> <p>(4) 監事及び監査法人の監査の結果等については、年1回ホームページで情報を公開する。</p> <p>(5) 運用受託機関等の選定過程及び株主義決権行使の結果等の公表について、引き続き分かりやすい内容となるよう努める。</p>	<p>3. 透明性の向上</p> <p>年金積立金の管理及び運用に関する情報源として重要な役割を担っているホームページについては、平成23年度に全面見直し（リニューアル）を行い、管理運用法人の役割や管理・運用の仕組みについて分かりやすく説明した資料をホームページに掲載する等、国民に対するより一層の情報公開・広報活動の充実等に努めた。</p> <p>平成25年度は、その適切な管理等に加え、国内外の機関投資家とのインフラストラクチャー共同投資の開始において、記者会見を行うとともに、英語のプレスリリースもホームページ上に公開し、海外を含めたより一層の情報公開・広報の促進に努めた。</p> <p>また、運用委員会の審議の透明性を図るため、市場への影響にも配慮しつつ、引き続き一定期間（7年）経過後の議事録公表に向けた、所要の手続きを行った。</p> <p>その他、ホームページの活用のみならず、国内外の運用関係の会議やセミナーにおける役員等の講演及び意見交換を通じ、幅広い事業の公正性かつ透明性の向上に努めた。</p> <p>(1) 基本ポートフォリオ等の管理及び運用の趣旨や仕組みについては、業務概況書において説明しているほか、管理運用法人の役割や管理・運用の仕組みについて分かりやすく説明した資料をホームページ上で掲載するなど説明に努めた。</p> <p>このほか、国内外のセミナー等における講演等で管理運用法人に関する説明を行う等、積極的な情報発信に努めた。</p> <p>(2) 年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を定めた管理運用方針について、年金積立金の管理及び運用の向上等の観点から変更の都度、見直しを行い、ホームページにおいて公表した。</p> <p>(3) 平成24年度の業務概況書及び各四半期の運用状況については、以下のとおり公表を行った。</p> <p>なお、公表に際しては、保有銘柄については非公表とする等、市場への影響に留意した公表とした。</p> <table border="1" data-bbox="1828 1308 2677 1421"> <thead> <tr> <th>業務概況書 (平成24年度)</th> <th>第1四半期 (平成25年度)</th> <th>第2四半期 (平成25年度)</th> <th>第3四半期 (平成25年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25. 7. 2</td> <td>H25. 8. 30</td> <td>H25. 11. 29</td> <td>H26. 2. 28</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 監事監査の結果及び監査法人による外部監査の結果について、ホームページに掲載し、情報の公表を行った。</p> <p>(5)</p> <p>① 国内株式パッシブ・アクティブ運用及び外国株式アクティブ運用の運用受託機関の選定過程について、運用委員会の議事要旨をホームページに掲載した。</p> <p>② 外国株式アクティブ（エマージング）運用に係る議決権行使状況を新たにホームページに掲載した。</p>	業務概況書 (平成24年度)	第1四半期 (平成25年度)	第2四半期 (平成25年度)	第3四半期 (平成25年度)	H25. 7. 2	H25. 8. 30	H25. 11. 29	H26. 2. 28
業務概況書 (平成24年度)	第1四半期 (平成25年度)	第2四半期 (平成25年度)	第3四半期 (平成25年度)								
H25. 7. 2	H25. 8. 30	H25. 11. 29	H26. 2. 28								

		<p>(6) 運用受託機関等の選定について、その過程においても、運用委員会の審議を経る。その際、管理運用委託手数料の水準についても審議の対象とするとともに、その透明性の向上を図る。</p> <p>加えて、運用委員会の審議の透明性の確保を図るため、市場への影響にも配慮しつつ、一定期間を経た後に運用委員会の議事録を公表するための所要の手続きを進める。</p>	<p>(6) 国内株式のパッシブ・アクティブ運用及び外国株式のアクティブ運用の運用受託機関の選定に当たっては、運用委託手数料の水準も含めて運用委員会で審議し、運用機関の選定を行った。(詳細は業務実績第1.2.(3)③P.24～26に記載)</p> <p>開催された運用委員会に係る資料及び議事要旨等について、市場への影響に配慮しつつ、ホームページに公表した。</p> <p>また、運用委員会の議事録については、運用委員会で審議の上、一定期間(7年)経過後の議事録公表に向けた、所要の手続きを行った。</p>
--	--	--	---

(3)年金積立金の長期的な観点からの運用について国民の十分な理解を得るため、運用受託機関等の選定過程及び結果の公表、株主議決権の行使の考え方及び結果の公表を含め、情報公開・広報活動の充実・強化のための取組を行ったか。

(4)情報公開の際、市場への影響に留意しているか。

(5)運用受託機関等の選定について、その過程においても、運用委員会で審議しているか。また、その際、管理運用委託手数料の水準についても審議の対象としているか。

(6)運用委員会の議事録について、市場への影響にも配慮しつつ、一定期間を経た後に公表するよう所要の手続を進めたか。

(7)資金の運用であって、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性があるものについて、次の事項が明らかにされているか。(iiについては事前に明らかにされているか。)

i 資金運用の実績

ii 資金運用の基本的方針（具体的な投資行動の意思決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等）、資産構成、運用実績を評価するための基準（以下「運用方針等」という。）（政・独委評価の視点）

実績：○

【情報公開・広報活動の充実・強化】

○ 国民に対するより一層の情報公開・広報活動の充実等を図るべく、新たに運用受託機関の運用にかかる再委託先を公表したほか、運用受託機関等の選定過程及び結果の公表、株主議決権の行使の考え方及び結果の公表を迅速に行い、更なる情報公開・広報活動の充実に努めた。
平成25年度は、その適切な管理等に加え、国内外の機関投資家とのインフラストラクチャー共同投資の開始において、記者会見を行うとともに、英語のプレスリリースもホームページ上に公開し、海外を含めたより一層の情報公開・広報の促進に努めた。
(業務実績第1.3.(P.30)参照)

実績：○

【情報公開の際の市場への影響の留意】

○ 管理運用法人の具体的な投資行動が明らかとならないよう、また、市場に対して意図せざるメッセージを与えないよう、保有銘柄については非公表とする等の取扱いとした。
(業務実績第1.3.(3)(P.30)参照)

実績：○

【運用委員会における審議の対象】

○ 国内株式パッシブ・アクティブ運用及び外国株式アクティブ運用の運用受託機関の選定に当たっては、運用委託手数料の水準も含めて運用委員会で審議し、運用機関の選定を実施した。
(業務実績第1.3.(5)(P.30～31)参照)

実績：○

【運用委員会の議事録の公表】

○ 運用委員会の議事録については、市場への影響等にも配慮し、一定期間（7年）後に公表することを運用委員会で決定し、引き続き当該議事録を公表するための所要の手続を行った。
(業務実績第1.3.(6)(P.31)参照)

実績：○

【資金の運用】

○ i 資金運用の実績：各年度の業務概況書及び四半期ごとのディスクロージョ資料において、運用状況を詳細に公表している。
ii 資金運用の基本的方針：「法律」、「中期目標」、「中期計画」、「管理運用方針」等で明確にされている。
(業務実績第1.3.(P.30～31)参照)

(8) 資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。(政・独委評価の視点)

実績：○

○ 厚生労働大臣から示される中期目標において長期的な観点からの目標等が定められており、管理運用法人は、受託者責任の下、当該目標を達成するために厚生労働大臣の認可を受けた中期計画において定める基本ポートフォリオに沿って管理運用を行うこと等とされている。

(業務実績第 1.1 及び第 1.2 (P.1~6) 参照)

中期目標	中期計画	平成25年度計画	平成25年度業務実績																																				
<p>4. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項</p> <p>(1) ポートフォリオの策定 ポートフォリオの策定に当たっては、運用目標に沿った資産構成とし、安全・効率的かつ確実なポートフォリオとすること。その際、世界経済の動向を注視し、それに適切に対応するとともに、特に株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行うこと。</p> <p>(2) ポートフォリオの見直し 市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、急激な市場の変動があった場合には、中期目標期間中であっても、必要に応じて見直しの検討を行うこと。</p>	<p>4. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項</p> <p>(1) 基本ポートフォリオの基本的考え方 基本ポートフォリオの策定に当たっては、運用目標に沿った安全・効率的かつ確実な資産構成割合とする。その際、世界経済の動向を注視し、それに適切に対応するとともに、特に株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行う。</p> <p>(2) 基本ポートフォリオ 基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産とし、基本ポートフォリオ及び乖離許容幅を次のとおり定める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国内債券</th> <th>国内株式</th> <th>外国債券</th> <th>外国株式</th> <th>短期資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資産構成割合</td> <td>60%</td> <td>12%</td> <td>11%</td> <td>12%</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>乖離許容幅</td> <td>±8%</td> <td>±6%</td> <td>±5%</td> <td>±5%</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 基本ポートフォリオの見直し 市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、急激な市場の変動があった場合には、中期目標期間中であっても、必要に応じて見直しの検討を行う。</p>		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産	資産構成割合	60%	12%	11%	12%	5%	乖離許容幅	±8%	±6%	±5%	±5%	-	<p>4. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項</p> <p>(1) 基本ポートフォリオ 次の基本ポートフォリオに基づき、年金積立金の管理及び運用を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国内債券</th> <th>国内株式</th> <th>外国債券</th> <th>外国株式</th> <th>短期資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資産構成割合</td> <td>60%</td> <td>12%</td> <td>11%</td> <td>12%</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>乖離許容幅</td> <td>±8%</td> <td>±6%</td> <td>±5%</td> <td>±5%</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 基本ポートフォリオの見直し 基本ポートフォリオについて、検証を行うことに加え、市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、急激な市場の変動があった場合には、必要に応じて見直しの検討を行う。</p>		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産	資産構成割合	60%	12%	11%	12%	5%	乖離許容幅	±8%	±6%	±5%	±5%	-	<p>4. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項</p> <p>(1) 基本ポートフォリオ 社会保障審議会年金部会の下に、年金財政における経済前提や積立金運用のあり方等、専門的・技術的な事項について検討を行う「年金財政における経済前提と積立金運用のあり方に関する専門委員会」の設置が決定され、平成23年10月から検討が開始された。 このような動きを踏まえ、運用委員会でも検討を行った。</p> <p>(運用委員会における検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第71回 平成25年 9月17日 ・第72回 平成25年10月21日 ・第73回 平成25年11月18日 ・第77回 平成26年 3月27日 <p>(2) 基本ポートフォリオの見直し 平成24年10月の会計検査院報告に基づき厚生労働省より基本ポートフォリオについて定期的に検証を行うよう要請があったことから、検証を行った。具体的には各資産のリターンの検証やリスクの見直しを行い、国内債券並みのリスクのもとで明らかに、より効率的なポートフォリオの存在が確認されたことから運用委員会で審議を経て、厚生労働大臣の認可を受け、中期計画の変更（基本ポートフォリオの変更）を行った。</p>
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産																																		
資産構成割合	60%	12%	11%	12%	5%																																		
乖離許容幅	±8%	±6%	±5%	±5%	-																																		
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産																																		
資産構成割合	60%	12%	11%	12%	5%																																		
乖離許容幅	±8%	±6%	±5%	±5%	-																																		

評価の視点等	自己評価	【 評価項目 5 】	評価
<p>【評価項目 5 基本ポートフォリオ】</p> <p>【評価の視点】</p> <p>(1)基本ポートフォリオは、運用目標に沿った安全・効率的かつ確実な資産構成割合として策定されているか。その際、株式のリターン・リスクについて、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行ったか。</p> <p>(2)基本ポートフォリオについて、市場動向を踏まえた適切なリスク管理を行い、急激な市場変動があった場合には必要に応じて見直しの検討を行っているか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>平成24年10月の会計検査院報告に基づき厚生労働省より基本ポートフォリオについて定期的に検証を行うよう要請があったことから、検証を行った。具体的には各資産のリターンの検証やリスクの見直しを行い、国内債券並みのリスクのもとで明らかに、より効率的なポートフォリオの存在が確認された。その結果を運用委員会で審議を経て、厚生労働大臣の認可を受け、中期計画の変更(基本ポートフォリオの変更)を行った。</p> <p>実績：－</p> <p>【基本ポートフォリオの策定】</p> <p>(注)平成21年度に第2期中期計画における基本ポートフォリオを策定し、厚生労働大臣の認可を受けた。</p> <p>実績：○</p> <p>【基本ポートフォリオの見直しの検討】</p> <p>平成24年10月の会計検査院報告に基づき厚生労働省より基本ポートフォリオについて定期的に検証を行うよう要請があったことから、検証を行った。具体的には各資産のリターンの検証やリスクの見直しを行い、国内債券並みのリスクのもとで明らかに、より効率的なポートフォリオの存在が確認されたことから運用委員会で審議を経て、厚生労働大臣の認可を受け、中期計画の変更(基本ポートフォリオの変更)を行った。</p> <p>(業務実績第1.4.(2)(P.35)参照)</p>	<p>【 評価項目 5 】</p>	<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>(評価は、評定記入用紙に記入ください。)</p>

中期目標	中期計画	平成25年度計画	平成25年度業務実績																																																															
<p>5. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項</p> <p>(1) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮 年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないように努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努めること。 民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう配慮するとともに、企業経営等に与える影響を考慮しつつ、長期的な株主等の利益の最大化を目指す観点から、株主議決権の行使などの適切な対応を行うこと。 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わないこと。</p>	<p>5. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項</p> <p>(1) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮 年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないように努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努める。 また、民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう、以下の点について配慮する。</p> <p>① 運用受託機関ごと（自家運用を含む。）に同一企業発行有価証券の保有について制限を設ける。</p> <p>② 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。</p>	<p>5. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項</p> <p>(1) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮 年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないように努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努める。 また、民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう、以下の点について配慮する。</p> <p>① 同一企業発行有価証券の保有状況について制限を設け、運用受託機関からの運用状況の報告に併せて、遵守状況を確認する。</p> <p>② 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。</p>	<p>5. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項</p> <p>(1) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮</p> <p>ア 平成25年度における年金特別会計への寄託金償還の見込み額、年金特別会計への納付金見込み額、年金特別会計からの寄託金の見込み額を勘案した上、年度当初において年間の寄託金償還額等の見通しを策定し、必要な資金については、財投債の償還金及び利金等並びに短期資産を活用した。</p> <p>イ 運用受託機関の解約に伴い、当該資金を回収し再配分する際には、市場の価格形成等を考慮し、原則として現物移管により実施した。</p> <p>ウ 平成25年度における市場回収額の実績は、次のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(単位:億円)</p> <table border="1" data-bbox="1935 743 2567 1402"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">市場回収額</th> </tr> <tr> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4月</td><td>4,566</td><td>3,963</td><td>752</td></tr> <tr><td>5月</td><td>3,499</td><td>6,369</td><td>921</td></tr> <tr><td>6月</td><td>5,534</td><td>5,916</td><td>2,933</td></tr> <tr><td>7月</td><td>3,268</td><td>1,067</td><td>455</td></tr> <tr><td>8月</td><td>1,301</td><td>591</td><td>2,975</td></tr> <tr><td>9月</td><td>370</td><td>2,995</td><td>3,361</td></tr> <tr><td>10月</td><td>1,286</td><td>6,720</td><td>544</td></tr> <tr><td>11月</td><td>2,690</td><td>5,150</td><td>401</td></tr> <tr><td>12月</td><td>284</td><td>3,080</td><td>3,228</td></tr> <tr><td>1月</td><td>43</td><td>744</td><td>516</td></tr> <tr><td>2月</td><td>60</td><td>812</td><td>956</td></tr> <tr><td>3月</td><td>2,529</td><td>3,856</td><td>4,076</td></tr> <tr><td>合計</td><td>25,429</td><td>41,263</td><td>21,118</td></tr> <tr><td>うち売却額</td><td>24,165</td><td>27,322</td><td>0</td></tr> </tbody> </table> <p>民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう、以下の取組を実施した。</p> <p>① 民間企業の経営に与える影響に配慮し、同一企業有価証券の保有が当該企業の発行済株式総数の5%以下となるよう引き続き求めている。この基準を全ての運用受託機関が遵守していることを確認した。</p> <p>② 民間企業の経営に与える影響に配慮し、株式運用については民間の運用受託機関に委託し管理運用法人自ら個別銘柄の選択は行わず、また、運用受託機関に個別銘柄指図も行わなかった。</p>		市場回収額			23年度	24年度	25年度	4月	4,566	3,963	752	5月	3,499	6,369	921	6月	5,534	5,916	2,933	7月	3,268	1,067	455	8月	1,301	591	2,975	9月	370	2,995	3,361	10月	1,286	6,720	544	11月	2,690	5,150	401	12月	284	3,080	3,228	1月	43	744	516	2月	60	812	956	3月	2,529	3,856	4,076	合計	25,429	41,263	21,118	うち売却額	24,165	27,322	0
	市場回収額																																																																	
	23年度	24年度	25年度																																																															
4月	4,566	3,963	752																																																															
5月	3,499	6,369	921																																																															
6月	5,534	5,916	2,933																																																															
7月	3,268	1,067	455																																																															
8月	1,301	591	2,975																																																															
9月	370	2,995	3,361																																																															
10月	1,286	6,720	544																																																															
11月	2,690	5,150	401																																																															
12月	284	3,080	3,228																																																															
1月	43	744	516																																																															
2月	60	812	956																																																															
3月	2,529	3,856	4,076																																																															
合計	25,429	41,263	21,118																																																															
うち売却額	24,165	27,322	0																																																															

③ 企業経営に直接影響を与えるとの懸念を生じさせないよう株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねる。ただし、運用受託機関への委託に際し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求める。

③ コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを運用受託機関に示すとともに、運用受託機関から議決権行使に係るガイドラインの提出を求める。議決権行使状況については年2回報告を求め、必要に応じてミーティングを実施し、議決権行使の取組状況について評価する。

③
ア 民間企業の経営に影響を及ぼさないよう配慮し、株主総会における個々の議案に対する判断を管理運用法人として行わないこととし、運用受託機関等説明会において、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示し、その目的に沿った株主議決権行使を求めた。また、管理運用法人から提示している運用ガイドラインにおいて、「コーポレートガバナンスの重要性を認識し、長期的な株主利益の最大化を目的とする」としていることを踏まえ、株主議決権行使に係る方針を定めるよう明記している。

イ 運用受託機関に対して、株主議決権行使に係る方針の提出を求めた。また、提出されていた議決権行使に係る方針について変更があった延べ14ファンドについては、変更後の方針の提出を受けた。

ウ 平成25年度における株主議決権行使状況については、概ね良好な結果であり、改善が見られた。国内株式及び外国株式の運用受託機関延べ53ファンドから報告を求め、全ファンドが議決権行使を実施していることを確認した。平成25年度における行使状況は次のとおりである。

(国内株式)

a 運用受託機関の対応状況

株主議決権を行使した運用受託機関数：24ファンド

株主議決権を行使しなかった運用受託機関数：0ファンド

b 行使内容

●国内株式

(単位：延べ議案数)

行使内容	平成25年度			(参考)平成24年度		
	会社提案	株主提案	総議案数	会社提案	株主提案	総議案数
賛成	142,185 (88.5%)	46 (3.0%)	—	156,085 (88.6%)	61 (2.0%)	—
反対	18,358 (11.4%)	1,473 (97.0%)	—	20,012 (11.4%)	2,132 (98.0%)	—
白紙委任	0 (0.0%)	0 (0.0%)	—	0 (0.0%)	0 (0.0%)	—
棄権	56 (0.0%)	0 (0.0%)	—	54 (0.0%)	0 (0.0%)	—
合計	160,599 (100.0%)	1,519 (100.0%)	162,118	176,151 (100.0%)	2,193 (100.0%)	178,344

(注) 割合は四捨五入のため、合計しても100%にならない場合がある。

(外国株式)

a 運用受託機関の対応状況
株主議決権を行使した運用受託機関数：29ファンド
株主議決権を行使しなかった運用受託機関数：0ファンド

b 行使内容
●外国株式

(単位：延べ議案数)

行使内容	平成25年度			(参考)平成24年度		
	会社提案	株主提案	総議案数	会社提案	株主提案	総議案数
賛成	145,854 (93.7%)	1,814 (31.3%)	—	141,916 (94.8%)	2,126 (36.0%)	—
反対	9,695 (6.2%)	3,892 (67.2%)	—	7,414 (5.0%)	3,781 (62.4%)	—
白紙委任	0 (0.0%)	0 (0.0%)	—	0 (0.0%)	0 (0.0%)	—
棄権	34 (0.0%)	85 (1.5%)	—	378 (0.3%)	97 (1.6%)	—
合計	155,583 (100.0%)	5,791 (100.0%)	161,374	149,708 (100.0%)	5,907 (100.0%)	155,615

(注) 割合は四捨五入のため、合計しても100%にならない場合がある。

エ 議決権行使の評価については、各運用受託機関の取組状況を以下の評価項目を総合することにより実施した。

- ・株主議決権行使ガイドラインの整備状況
- ・行使体制
- ・行使状況

平成25年度における議決権行使の取組は概ね良好であった。
この評価結果は平成26年度の総合評価の定性評価に反映させることとしている。

評価の視点等	自己評価	A	【評価項目6】	評定	
<p>【評価項目6 市場及び民間の活動への影響に対する配慮】</p> <p>【評価の視点】</p> <p>(1) 資金の投入及び回収に際し、特定の時期への集中を回避するなど市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないような適切な配慮がなされているか。</p> <p>(2) 民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう、適切に配慮されているか。</p> <p>(3) 運用受託機関（自家運用を含む。）に同一企業発行有価証券の保有について、適切な制限を設け、保有状況の確認が行われているか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>運用受託機関への資金配分や回収時等においては、巨額な資産であることに鑑み、市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないよう、できる限り慎重にかつ工夫して行い、特定の時期への集中を回避するよう努めた。</p> <p>また、民間企業経営に対し影響を及ぼさないよう、個別銘柄の選択や指図を行わず、同一企業有価証券の保有制限を設けるほか、株主議決権行使については、運用受託機関等に対し、コーポレートガバナンスの重要性を示し、各社の行使状況を綿密に確認するなど長期的な株主利益の最大化を目指すためのきめ細かな対応を行った。</p>	<p>実績：○</p> <p>【市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないような配慮】</p> <p>○ 年金特別会計への寄託金償還等については、可能な限り、市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないよう配慮し、平成25年度当初において年間の寄託金償還等見通しを策定した上で、必要な資金については、財投債の償還金及び利金等並びに短期資産を活用した。 (業務実績第1.5.(1)ア(P.37)参照)</p> <p>実績：○</p> <p>【民間の企業経営に対して影響を及ぼさないような配慮】</p> <p>○ 株式運用については民間の運用受託機関に委託し、管理運用法人自ら個別銘柄の選択は行わず、また、運用受託機関に個別銘柄指図も行わない等、民間企業の経営に与える影響に配慮した。 (業務実績第1.5.(1)②(P.37)参照)</p> <p>実績：○</p> <p>【同一企業発行有価証券の保有の制限及び保有状況の確認】</p> <p>○ 同一企業有価証券の保有が当該企業の発行済株式総数の5%以下とする制限を設け、運用ガイドラインにおいて示した。また、株式の全運用受託機関（69ファンド）の保有状況について把握し、いずれの運用受託機関もこの制限を遵守していることを確認した。 (業務実績第1.5.(1)①(P.37)参照)</p>	<p>【評価項目6】</p>	<p>評定</p>	<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>(評価は、評定記入用紙に記入ください。)</p>

(4)運用受託機関に対し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求めているか。

実績：○

【株主議決権行使状況】

○ 民間企業の経営に影響を及ぼさないよう配慮し、個々の議案に対する判断を管理運用法人として行わないこととしているが、運用受託機関に対してコーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを運用ガイドラインにおいて示し、具体的な議決権行使の方針を作成するよう求めるとともに、運用受託機関等説明会においても示した。

また、平成24年度における株主議決権行使状況については、国内株式及び外国株式の運用受託機関延べ53ファンドから、平成25年4月から6月までの株主議決権行使状況については、国内株式及び外国株式の運用受託機関延べ47ファンドから、それぞれすべて報告を受けた。

平成25年度における議決権行使の取組について、ガイドラインの整備状況、行使体制及び行使状況の点から評価した結果は概ね良好であった。

この評価結果は平成26年度の総合評価の定性評価に反映させることとしている。

(業務実績第1.5.(1)③(P.38~39) 参照)

中期目標	中期計画	平成25年度計画	平成25年度業務実績
<p>(2) 年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保すること。 その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するために必要な機能の強化を図ること。また、短期借入も活用できるようにすること。</p>	<p>(2) 年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。 その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するため、市場動向の把握・分析や短期借入の活用等必要な機能の強化を図る。</p>	<p>(2) 年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。 その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するため、市場動向の把握・分析や短期借入の活用等必要な機能の強化を進める。</p>	<p>(2) 年金給付のための流動性の確保 年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行うため、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① キャッシュ・アウトについては、財投債ファンド及びキャッシュ・アウト等対応ファンドの満期償還金・利金等並びに短期資産を活用した。 ② 短期借入に備えて借入先の選定を行い、予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するための体制を維持した。ただし、平成25年度においては、短期借入が必要となるような事態は発生しなかった。

評価の視点等	自己評価	A	【 評価項目 7 】	評価
<p>【評価項目 7 年金給付のための流動性の確保】</p> <p>【評価の視点】</p> <p>(1)年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）が確保されているか。また、その際、運用の効率性をできる限り損なわないように配慮しているか。</p> <p>(2)市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するために、市場動向の把握・分析や短期借入の活用等必要な機能の強化を行っているか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、綿密な年間の資金計画を策定することにより、運用の効率性をできる限り損なわないよう年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保できた。</p> <p>キャッシュ・アウトについては、財投債ファンド及びキャッシュ・アウト等対応ファンドの満期償還金・利金等並びに短期資産を活用した。</p>	<p>実績：○</p> <p>【年金給付等に必要な流動性（現金等）の確保及び運用の効率性を損なわない配慮】</p> <p>○ キャッシュ・アウトについては、財投債ファンド及びキャッシュ・アウト等対応ファンドの満期償還金・利金等並びに短期資産を活用した。</p> <p>(業務実績第 1.5. (2) (P. 42) 参照)</p>	<p>実績：○</p> <p>【円滑な資産の売却等】</p> <p>円滑な資産売却等に係る具体的な取組としては以下のとおり。</p> <p>○ 資産の売却を行う場合は、市場に悪影響を与えることのないよう以下の工夫を行うこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売却のタイミングや回収金額を分散して実施 ・ 売却資産は、市場動向の分析を踏まえて、市場に悪影響を与えないように資産を選定 ・ 売却する際は、複数の運用機関に分けて当法人の投資行動が市場に把握されないように実施 ・ 売却にあたって問題が生じていないか回収の都度ヒアリングを行うなど運用機関との綿密な連携を実施 <p>○ また、資金の回収・配分の専門担当部署における綿密な資金計画の策定や、市場動向の調査及び活用、短期借入の体制の維持等を行った。</p> <p>(業務実績第 1.5. (2) (P. 42) 参照)</p>	<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>(評価は、評定記入用紙に記入ください。)</p>

中期目標	中期計画	平成25年度計画	平成25年度業務実績
<p>第3 業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 管理及び運用の透明性の向上 第2の3にあるとおり、管理及び運用業務の透明性の向上を図ること。</p> <p>2. 内部統制の一層の強化に向けた体制整備 年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、年金積立金の運用に関わるすべての者について、法令遵守及び受託者責任(慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守)を徹底すること。 また、運用リスクの管理や法令遵守の確保等を一層的確に実施できるよう、所要の体制整備等を図ること。 さらに、法人の業務が運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、役員の再就職に関し適切な措置を講ずること。</p>	<p>第2 業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 内部統制の一層の強化に向けた体制整備 年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、受託者責任(慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守)を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び第1の1に定める管理運用方針等の周知及び遵守の徹底を図る。また、運用受託機関等に対して、関係法令等の遵守を徹底するよう求める。 なお、リスクの管理や法令遵守の確保等を一層的確に実施できるよう、所要の体制整備等を図る。 さらに、運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、役員の再就職に関し一定の制約を設ける。</p>	<p>第2 業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 内部統制の一層の強化に向けた体制整備 (1)年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、受託者責任(慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守)を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び第1の1に定める管理運用方針等の周知及び遵守の徹底、役職員への研修の実施等を行う。また、運用受託機関等に対して、関係法令等の遵守を徹底するよう求める。</p>	<p>第2 業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 内部統制の一層の強化に向けた体制整備</p> <p>(1)理事長による重要情報の適時適切な把握及び役職員への周知徹底等について、内部統制の基本方針等に基づき、以下のとおり適切に行った。</p> <p>① 業務の有効性及び効率性を確保するための体制の整備 役員及び幹部職員が出席する企画会議及び経営管理会議により、重要事項に関する討議、情報の共有を図るなど、理事長のリーダーシップの下、法人の業務の有効性、効率性の確保に努めた。 また、中期計画等を達成するため、あらかじめ年度計画を四半期ごとに分割して設定した目標に対する実績を、経営管理会議において四半期ごとに把握・評価することにより、問題点や課題を抽出し、事業運営の改善を図った。</p> <p>② 法令等の遵守体制の整備 法令等の遵守について、関係法令及び管理運用方針の遵守徹底のため、これらをネットワークシステムに掲載し、内部規程等の改正の都度、メールにより役職員に周知を行うとともに、幹部職員及び法務に関する有識者である第三者で構成するコンプライアンス委員会を開催し、関係法令の遵守状況等の報告及びコンプライアンス推進施策の審議を行った。 また、法令遵守体制の重要性の認識を深め、実践的なコンプライアンス行動を習得するため、コンプライアンス委員会の開催時に外部委員(弁護士)から民間企業の実例を基にしたコンプライアンス上の注意、行動等について説明を受けた。さらに、被保険者の利益を最優先すること(受託者責任)について、国民から疑念を受けないよう、法令遵守等の徹底を図る観点から、役職員の服務規律の概要をとりまとめた「コンプライアンスハンドブック」の改訂(平成25年10月)を行い、これを周知し、役職員の意識の向上を図った。</p> <p>③ 損失危機管理の体制の整備 理事長を委員長とする運用リスク管理委員会(毎月1回)により、運用リスク(年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理)の適切な管理を行った。 また、法人運営におけるリスクの洗い出しを行い、リスクの強度、頻度、影響度及びその対応状況等を体系づけた「運営リスク管理表」について、自己評価(セルフアセスメント)し、理事長を委員長とする運営リスク管理委員会(平成25年10月)に報告するとともに、役職員に周知することで運営リスクへの対応認識の共有を図った。</p> <p>④ 情報保存管理の体制の整備</p>

			<p>情報セキュリティ・インシデントの発生に備えたCSIRT (Computer Security Incident Response Team) を設置するとともに、法人内連絡体制及び対応手順を整備した。また、情報セキュリティを確保するための対策強化や情報セキュリティの確保が困難なフリーメール等約款による情報処理サービスの利用を原則禁止としたほか、情報セキュリティに関するオンライン研修、注意喚起等を通じて役職員の情報セキュリティ意識醸成を図るなど、実効性を引き上げるための対策を適宜検討、実施した。</p> <p>前年度に制定した情報セキュリティポリシーについては、手順書に基づくケーススタディを用いた実践的な研修を行い、役職員への周知徹底を図った。</p> <p>⑤ 財務報告等信頼性確保の体制の整備 財務報告等の信頼性を確保するため、経営管理会議、企画会議及び三様監査会議（監事、会計監査人及び監査室で組織）で審議を実施した。</p> <p>⑥ 運用受託機関及び資産管理機関（以下「運用受託機関等」という。）における関係法令等の遵守の徹底を図るため、次の措置を行った。</p> <p>i 平成25年4月26日に開催した運用受託機関等説明会において、契約及びガイドラインに定めた次の事項について、遵守の徹底を求めた。</p> <p>ア 運用手法、運用体制等 イ 資産管理の方法 ウ 資産管理体制の変更についての事前連絡 エ 重大な変更についての事前協議 オ 法令遵守体制の確立 カ 外部監査の導入等のコンプライアンスの徹底 キ リスク管理指標の管理目標値に沿った運用 ク 売買執行等の事務処理におけるオペレーショナル・リスクへの配慮等のリスク管理 ケ 株主利益の最大化を図るための株主議決権行使への取組 コ 資産管理上の留意点</p> <p>ii 定期ミーティング時並びに運用やリスク管理及び資産管理の状況に係る報告を求める際、コンプライアンスの遵守状況の確認として、次の事項について、関係法令等の遵守が適切になされているかを確認した。</p> <p><運用受託機関> ア 投資対象 イ 投資対象国 ウ 銘柄格付 エ 禁止取引 オ 利益相反行為の回避 カ 自社又は関連会社の有価証券への投資 キ 政策投資 ク クロス取引 ケ 最良執行に関する事項 コ 外部監査状況 サ 問題発生時の対応 シ 日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第86号（86</p>
--	--	--	---

			<p>号報告書)等内部統制監査の項目等</p> <p>なお、86号報告書等内部統制監査の結果について、提出を求め、その監査内容を確認した。</p> <p><資産管理機関> ア 実績・遵守状況・担当部署 イ 利益相反行為の回避 ウ 外部クロス取引 エ 内部監査状況 オ 外部監査状況 カ 問題発生時の対応 キ 日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第86号(86号報告書)等内部統制監査の項目等</p> <p>なお、86号報告書等内部統制監査の結果について、提出を求め、その監査内容を確認した。</p> <p>⑦ 運用受託機関等の法令違反等への対応</p> <p>【法令違反】 運用受託機関等に法令違反等のため金融監督当局から処分等はなかった。</p> <p>【ガイドライン違反】 運用受託機関等のリスク管理指標の管理目標値の遵守違反等運用ガイドライン違反については、以下のとおり対応した。</p> <p>○違反件数 3件</p> <p>○事案の概要(重複事案有) ・キャッシュ比率限度を逸脱 ・体制変更の連絡遅延 (注) 損失が生じたものはなかった。</p> <p>○法人の対応 ・3件全てについて、再発防止策を確認し、担当課長より口頭注意。</p> <p>⑧ 自家運用の取引先の法令違反への対応 自家運用の取引先に法令違反等のため金融監督当局から処分等があったものについて、以下のとおり対応した。</p> <p>【法令違反】 ○違反件数 3件</p> <p>○事案の概要 金融庁から、金融商品取引法等の違反の事実が認められたとして行政処分を受けた。</p> <p>○法人の対応</p>
--	--	--	---

		<p>(2) 内部統制の基本方針に基づき、リスクの管理や法令遵守の確保等を一層的確に実施する。</p>	<p>取引を一時停止の上、業務改善計画書を金融庁が受理した後、再発防止策を確認し、取引停止措置を解除。</p> <p>⑨ 有価証券報告書虚偽記載により、旧年金資金運用基金が委託者兼受益者である信託財産において多額の損害を被ったことから、平成17年度に提訴した西武鉄道株式会社等の訴訟について、訴訟の進捗状況を注視するとともに、原告信託銀行及び弁護士事務所との連携を図り、訴訟遂行に必要な事務を行った。</p> <p>平成25年度の状況は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西武鉄道株式会社等に係る訴訟 <ul style="list-style-type: none"> 平成23年9月13日に最高裁判決があり、東京高裁に差し戻されたため、引き続き係争中である。 <p>(2) 理事長による重要情報の適時適切な把握及び役職員への周知徹底等について、内部統制の基本方針に基づき、以下のとおり適切に行った。</p> <p>① 業務の有効性及び効率性を確保するための体制の整備 役員及び幹部職員が出席する企画会議及び経営管理会議により、重要事項に関する討議、情報の共有を図るなど、理事長のリーダーシップの下、法人の業務の有効性、効率性の確保に努めた。 また、中期計画等を達成するため、あらかじめ年度計画を四半期ごとに分割して設定した目標に対する実績を、経営管理会議において四半期ごとに把握・評価することにより、問題点や課題を抽出し、事業運営の改善を図った。</p> <p>② 法令等の遵守体制の整備 法令等の遵守について、関係法令及び管理運用方針の遵守徹底のため、これらをネットワークシステムに掲載し、内部規程等の改正の都度、メールにより役職員に周知を行うとともに、幹部職員及び法務に関する有識者である第三者で構成するコンプライアンス委員会を開催し、関係法令の遵守状況等の報告及びコンプライアンス推進施策の審議を行った。 また、法令遵守体制の重要性の認識を深め、実践的なコンプライアンス行動を習得するため、コンプライアンス委員会の開催時に外部委員（弁護士）から民間企業の実例を基にしたコンプライアンス上の留意点等について説明を受けた。さらに、被保険者の利益を最優先すること（受託者責任）について、国民から疑念を受けないよう、法令遵守等の徹底を図る観点から、役職員の服務規律の概要をとりまとめた「コンプライアンスハンドブック」の改訂（平成25年10月）を行い、これを周知し、役職員の意識の向上を図った。</p> <p>③ 損失危機管理の体制の整備 理事長を委員長とする運用リスク管理委員会（毎月1回）により、運用リスク（年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理）の適切な管理を行った。 また、法人運営におけるリスクの洗い出しを行い、リスクの強度、頻度、影響度及びその対応状況等を体系づけた「運営リスク管理表」について、自己評価（セルフアセスメント）し、理事長を委員長とする運営リスク管理委</p>
--	--	---	--

		<p>(3) 運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、役員の再就職に関する制約に係る規程の適切な運用を行う。</p>	<p>員会（平成25年10月）に報告するとともに、役職員に周知することで運営リスクへの対応認識の共有を図った。</p> <p>④ 情報保存管理の体制の整備 情報セキュリティ・インシデントの発生に備えたCSIRT（Computer Security Incident Response Team）を設置するとともに、法人内連絡体制及び対応手順を整備した。また、情報セキュリティを確保するための対策強化や情報セキュリティの確保が困難なフリーメール等約款による情報処理サービスの利用を原則禁止としたほか、情報セキュリティに関するオンライン研修、注意喚起等を通じて役職員の情報セキュリティ意識醸成を図るなど、実効性を引き上げるための対策を適宜検討、実施した。 前年度に制定した情報セキュリティポリシーについては、手順書に基づくケーススタディを用いた実践的な研修を行い、役職員への周知徹底を図った。</p> <p>⑤ 財務報告等信頼性確保の体制の整備 財務報告等の信頼性を確保するため、経営管理会議、企画会議、三様監査会議（監事、会計監査人及び監査室で組織）で審議を実施した。</p> <p>(3) 運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、「役員の再就職の制限に関する規程」により、役員の再就職に関し一定の制約を設けていることを役員交代時に説明し、所要の手続きを行う等、適切な運用を行った。</p> <p>(4) 【内部監査】 内部統制の一層の充実強化を図る観点から、内部統制のPDCAサイクルにおける独立したモニタリング機能を果たすため、諸規程等に準拠した事務処理状況等、契約及び収入・支出に関する事務処理状況及び法令等に基づく公表状況等について次のとおり監査を実施した。</p> <p>① 平成25年度の内部監査は、年度監査実施計画を策定し、定期監査を2回、情報セキュリティ監査を1回下表のとおり実施した。</p>
--	--	--	--

監査実施 期 間	対象部室	備考	
25.5 }	管理部	・【第1回】定期監査 (フォロー監査を含む)	
	企画部	・【第1回】定期監査 (フォロー監査を含む)	
	情報システム室	・【第1回】定期監査 (フォロー監査を含む)	
	25.9	調査室	・【第1回】定期監査 (フォロー監査を含む)
		運用部	・【第1回】定期監査 (フォロー監査を含む)
		インハウス運用室	・【第1回】定期監査 (フォロー監査を含む)
		監査室	・【第1回】定期監査 (フォロー監査を含む)
25.11 }	管理部	・【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査	
	企画部	・【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査	
	情報システム室	・【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査	
	26.2	調査室	・【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査
		運用部	・【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査
		インハウス運用室	・【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査
		監査室	・【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査

② 監査結果については、理事長等へ報告を行い、報告後速やかに、法人の適正な事務処理の実施に資するため全部室に対して監査結果を通知し、指導等事項のあった当該部署に迅速な改善措置を促した。また、経営管理会議において法人全体への監査結果報告を行った。

③ 監事監査との連携については、年度監査実施計画の説明、監査項目等の説明及び監査結果報告等を内部監査実施の各段階において行い、緊密な連携を図った。

(5)

【監事監査】

① 監事による監査については、監事監査方針及び平成25年度監事監査計画（平成25年4月4日通知）に基づき、下表のとおり実施された。

年 月	対象部室等	実施内容等
25.4～6	管理部 企画部	監事重点事項監査
25.6	管理部	平成24年度決算(会計)監査
25.6	理事長	平成24年度監査報告(内部統制を含む。)
25.10～ 26.5	全部室	業務監査(各部室長へのヒアリング等)
通年	全部室	経常監査(理事長・理事との面談、経営管理会議その他全ての重要会議への出席、運用委員会等の傍聴、各種会議資料・決裁文書等監事回付資料等の閲覧及び説明聴取等)

② 平成25年監事監査の取組実績

- ア 「監事監査方針」を作成し監事監査の狙い・使命、監事の存在意義・責務を役職員に周知
- イ 監事監査の「見える化」を図り、監事監査年間・月次計画表、同実績表を作成し役職員に周知
- ウ 「内部統制に関する監事監査実施基準」に基づき、「内部統制に関する監事監査チェックリスト・評価表」、「法人の長のマネジメントに関する監事監査チェックリスト・評価表」及び「監事監査ITガバナンスチェックリスト」を活用し、内部統制監査の効率化を推進
- エ 会計監査人（年7回の連絡会議開催）及び監査室（随時の連絡会）との緊密な連携を保ちつつ、財務及び非財務情報に係る信頼性の確保のため、監事、会計監査人及び監査室で組織する「三様監査会議」における審議を実施
- オ 企画会議・契約審査会等全ての重要な会議・委員会に出席し、必要に応じて監事として意見表明し、事後検証のみならず、予防的観点に立った経常監査を実施
- カ 監事監査を（a）業務運営の適正性・効率性、内部統制状況を確認・検証する「業務監査」、（b）財務報告の信頼性を確保する「会計監査」、（c）監事による監査が定められた事項や法人の講ずべき措置の実施状況を検証する「監事重点事項監査」、（d）不正・不祥事の未然防止、意思決定の合理性・透明性の確保、業務運営の改善といった予防的観点から日常業務を監査する「経常監査」に体系化し、それぞれの監査の視点で監事意見を形成し、役員・管理職に周知徹底し、「経営改革に貢献する」かつ「管理運用法人内のガバナンス体制の確立に寄与する」ことを念頭においた監事活動を実施

<p>3. 管理及び運用能力の向上 法人全体の人件費を見据えつつ、引き続き、資質の高い人材の確保・育成を進めるとともに、運用の基盤となる情報システムの整備等を行うこと。</p>	<p>2. 管理及び運用能力の向上 法人全体の人件費等を見据えつつ、引き続き、金融分野の実務経験者といった資質の高い人材の確保・育成を進めるとともに、運用手法の見直しや制度変更等に応じ年金積立金の管理及び運用の基盤となる情報システムの整備等を行う。</p>	<p>2. 管理及び運用能力の向上 (1) 職員の採用に当たっては、法人全体の人件費等を見据えつつ、運用経験者を採用するなど、資質の高い人材をより広く求める。</p> <p>(2) 研修計画を策定し、職員の資質の向上を図るため、資金運用等の分野に係る専門的かつ実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。</p>	<p>(6) 【会計監査人の監査】 会計監査人による監査については、平成24年度決算に係る会計監査及び平成25年度の期中監査が、下表のとおり実施された。 また、平成24年度決算に係る監査報告書については、運用委員会に報告した。</p> <table border="1" data-bbox="1804 359 2703 636"> <thead> <tr> <th>年 月</th> <th>実施内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25.4~5</td> <td>平成24年度の会計監査（期中監査）</td> </tr> <tr> <td>25.5~6</td> <td>平成24年度の会計監査（期末監査）</td> </tr> <tr> <td>25.6</td> <td>平成24年度の「独立監査人の監査報告書」受領</td> </tr> <tr> <td>25.11~26.3</td> <td>平成25年度の会計監査（期中監査）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 管理及び運用能力の向上 (1) 職員の採用に当たっては、民間での資金の管理及び運用に係る経験や専門的知識を有する等の資質の高い優秀な人材をより広く求めるため、ホームページによる募集に加え、転職サイトへの掲載、人材紹介会社の活用等を通じて募集を実施した。 また、募集に際し、金融機関や運用機関における実務経験があること等を応募要件とし、採用面接を、若手や専門性の高い職員を含めた複数の職員により多角的に行うとともに、採用予定者の選考等については「職員採用委員会」で審議を行い、管理運用法人の業務運営能力の向上等に寄与する資質の高い優秀な人材の採用に努めた。 平成25年度においては、これらのプロセスを通じて採用作業を進め、運用実務経験を有する者等6名を採用し、1名を内定者として決定した。</p> <table border="1" data-bbox="1923 1199 2448 1335"> <thead> <tr> <th></th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応募者総数</td> <td>194名</td> </tr> <tr> <td>採用決定者数</td> <td>7名</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 職員の資質の向上を図るため、研修計画を策定し、以下の研修を実施するとともに、業務に関連する資格取得の推進に努めた。 職員の資質向上を図るため、資金運用等の分野に係る専門的かつ実務的な研修計画を策定し、平成25年度の研修を次のとおり実施した。</p> <table border="1" data-bbox="1923 1591 2448 1728"> <thead> <tr> <th></th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修回数</td> <td>46回</td> </tr> <tr> <td>参加延べ数</td> <td>365名</td> </tr> </tbody> </table>	年 月	実施内容等	25.4~5	平成24年度の会計監査（期中監査）	25.5~6	平成24年度の会計監査（期末監査）	25.6	平成24年度の「独立監査人の監査報告書」受領	25.11~26.3	平成25年度の会計監査（期中監査）		25年度	応募者総数	194名	採用決定者数	7名		25年度	研修回数	46回	参加延べ数	365名
年 月	実施内容等																								
25.4~5	平成24年度の会計監査（期中監査）																								
25.5~6	平成24年度の会計監査（期末監査）																								
25.6	平成24年度の「独立監査人の監査報告書」受領																								
25.11~26.3	平成25年度の会計監査（期中監査）																								
	25年度																								
応募者総数	194名																								
採用決定者数	7名																								
	25年度																								
研修回数	46回																								
参加延べ数	365名																								

【一般研修】（職員の基礎的な資質の向上を図るための研修、福利厚生上の研修）

① 階層別研修

ア 新人研修

平成25年度に採用した職員の基礎知識習得を図る観点から、管理運用法人の組織、業務、遵守事項等についての研修を実施した。

	25年度
研修回数	3回（10月、11月、3月）
参加延べ数	6名

イ 管理職研修

人事評価における評価者の目線合わせ、評価の偏りの回避を目的に、外部研修機関を活用した人事評価研修を実施した

	25年度
研修回数	1回（9月、10月）
参加延べ数	3名

ウ マネジメント基礎力研修

民間企業の実例等から個々の職員に必要なマネジメントの基礎を気づかせることを目的とした研修を実施した。

	25年度
研修回数	2回（10月）
参加延べ数	67名

② 内部統制関連研修

ア 情報セキュリティ研修

情報セキュリティに対する更なる意識向上と実践的なセキュリティ対応策習得を目的として、情報漏洩等のリスクから情報資産を守るための具体的な手順等について研修を実施した。

	25年度
研修回数	2回 （5～6月 集合研修） （7月 オンライン研修）
参加延べ数	155名

【専門実務研修】（資金運用等の分野に係る専門的かつ実務的な研修）

① 業務研修 [管理運用業務]

ア 外部有識者研修

外部有識者を講師として招き、研修を実施した。平成25年度は、非時価総額加重インデックスや株式投資における厳選投資手法についてなど時宜にかなった話題を取り上げた。

	25年度
研修回数	4回（4～3月）
参加延べ人数	60名

イ 外部セミナー等への参加

資金運用等の分野に係る専門的かつ実務的な知識を得るため、外部で企画されたセミナー等に参加させた。

	25年度
セミナー数	22セミナー
参加延べ人数	32名

ウ 海外研修等への派遣

国際機関主催の会議等に職員延べ7名を派遣し、国際会議では、講演者やパネラーとしても参加する等、積極的に情報収集や意見交換に努めるとともに、海外の年金基金等との関係強化を図った。終了後、海外年金基金等の最新の動向に関する情報等を役職員で共有した。

開催月（場所）	報告会
4月（モスクワ）	6月
5月（ワシントン）	6月
5月（シンガポール）	6月
5月（ロンドン）	6月
11月（北京）	12月
1月（ダボス）	2月
3月（ジュネーブ）	3月

② 専門資格取得等

ア 証券アナリスト資格取得

職員の専門性向上の観点から、資金運用等の分野に関連する資格取得を推進するため、証券アナリスト資格取得通信教育講座受講料等について支援を行った。

	25年度
二次合格者数（累積）	30名

		<p>(3) 年金積立金の管理及び運用の基盤となる年金積立金データ管理(GPDR)システムの安定稼働に努めるとともに、運用手法の見直しや制度変更等については適宜対応する。</p>	<p>イ 大学院入学補助 専門実務研修の一環として、金融等の基礎理論から実践までを視野に入れた総合的な専門性の向上を図ることを目的として創設している職員の大学院入学補助制度を活用し、平成25年4月に職員1名が大学院に入学した。</p> <table border="1" data-bbox="1923 359 2585 642"> <thead> <tr> <th>受講年度</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19～20年度(20年度修了)</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>21～22年度(22年度修了)</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>23～24年度(24年度修了)</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>24～25年度(25年度修了)</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>25～26年度(26年度修了予定)</td> <td>1名</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ ITパスポート資格取得 年金積立金の管理及び運用の基盤となる情報システムの運営に携わる職員における情報技術の基礎知識及びITリテラシーの向上を目的として、情報処理推進機構(IPA)が実施する国家試験ITパスポート資格取得に係る受験料について支援を行った。</p> <table border="1" data-bbox="1917 896 2463 989"> <thead> <tr> <th></th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合格者数(累積)</td> <td>13名</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ その他業務担当者の研修 担当職員の資質向上を図る観点から、外部で企画された研修等に参加させた。</p> <table border="1" data-bbox="1917 1136 2487 1272"> <thead> <tr> <th></th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修回数</td> <td>2回(6月～2月)</td> </tr> <tr> <td>参加延べ数</td> <td>33名</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 年金積立金の管理及び運用の基盤となる年金積立金データ管理(GPDR)システムの安定稼働を維持すべく以下の取組みを実施した。</p> <p>① 定例及び随時の会議における外部委託業者からの報告や関係者間の連携を徹底させたことに加え、システム障害発生時には迅速な復旧を目的とするインシデント管理と、原因追求及び再発防止を目的とする問題管理を分離することにより、業務への影響の回避に努めた。</p> <p>② GPDRシステムの運用業務については、標準化された運用管理プロセスの継続的改善活動が定着していることを確認した。</p> <p>③ 年金積立金データ標準化(MRKサービス)業務については、インシデント管理の徹底に努めるとともに、業務プロセスの継続的改善活動が定着し、データ品質の改善につながっていることを確認した。</p>	受講年度	人数	19～20年度(20年度修了)	1名	21～22年度(22年度修了)	1名	23～24年度(24年度修了)	1名	24～25年度(25年度修了)	1名	25～26年度(26年度修了予定)	1名		25年度	合格者数(累積)	13名		25年度	研修回数	2回(6月～2月)	参加延べ数	33名
受講年度	人数																								
19～20年度(20年度修了)	1名																								
21～22年度(22年度修了)	1名																								
23～24年度(24年度修了)	1名																								
24～25年度(25年度修了)	1名																								
25～26年度(26年度修了予定)	1名																								
	25年度																								
合格者数(累積)	13名																								
	25年度																								
研修回数	2回(6月～2月)																								
参加延べ数	33名																								

			<p>④ G P D Rシステムの機器更改については、進捗及び課題管理の徹底により、新基盤の構築を完了し、本番稼動を開始した。また、本件の後続業務となるアプリケーション及びデータ移行業務の受託業者を調達し、機器更改業務受託業者との合同ミーティングを通じて進捗及び課題管理を徹底したことにより、業務が円滑に実施されていることを確認した。</p> <p>⑤ 運用手法の見直しへの対応として、物価連動国債ファンド運用開始を踏まえたシステム改修や、インフラ投資に関するシステム化についてはG P D Rシステムのアプリケーション及びデータ移行を踏まえた暫定対応ツールを開発した。</p>
--	--	--	---

評価の視点等	自己評価	A	【 評価項目 8 】	評定
【評価項目 8 内部統制の一層の強化に向けた体制整備等】	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>理事長による重要情報の適時適切な把握及び役職員への周知徹底等について、内部統制の基本方針に基づき、以下のとおり適切に行った。</p> <p>① 業務の有効性及び効率性を確保するための体制の整備</p> <p>役員及び幹部職員が出席する企画会議及び経営管理会議により、重要事項に関する討議、情報の共有を図るなど、理事長のリーダーシップの下、法人の業務の有効性、効率性の確保に努めた。</p> <p>また、中期計画等を達成するため、あらかじめ年度計画を四半期ごとに分割して設定した目標に対する実績を、経営管理会議において四半期ごとに把握・評価することにより、問題点や課題を抽出し、事業運営の改善を図った。</p> <p>② 法令等の遵守体制の整備</p> <p>法令等の遵守について、関係法令及び管理運用方針の遵守徹底のため、これらをネットワークシステムに掲載し、内部規程等の改正の都度、メールにより役職員に周知を行うとともに、幹部職員及び法務に関する有識者である第三者で構成するコンプライアンス委員会を開催し、関係法令の遵守状況等の報告及びコンプライアンス推進施策の審議を行った。</p> <p>また、法令遵守体制の重要性の認識を深め、実践的なコンプライアンス行動を習得するため、コンプライアンス委員会の開催時に外部委員（弁護士）から民間企業の実例を基にしたコンプライアンス上の留意点等について説明を受けた。さらに、被保険者の利益を最優先すること（受託者責任）について、国民から疑念を受けないよう、法令遵守等の徹底を図る観点から、役職員の服務規律の概要をとりまとめた「コンプライアンスハンドブック」の改訂（平成25年10月）を行い、これを周知し、役職員の意識の向上を図った。</p> <p>③ 損失危機管理の体制の整備</p> <p>理事長を委員長とする運用リスク管理委員会（毎月1回）により、運用リスク（年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理）の適切な管理を行った。</p> <p>また、法人運営におけるリスクの洗い出しを行い、リスクの強度、頻度、影響度及びその対応状況等を体系づけた「法人リスク管理表」について、自己評価（セルフアセスメント）し、理事長を委員長とする運営リスク管理委員会（平成25年10月）に報告するとともに、役職員に周知することで運営リスクへの対応認識の共有を図った。</p>			<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>(評価は、評定記入用紙に記入ください。)</p>

【評価の視点】

(1) 内部統制（業務の有効性・効率性、法令等の遵守、資産の保全、財務報告の信頼性等）に係る取組を行ったか。（政・独委評価の視点）

④ 情報保存管理の体制の整備
情報セキュリティ・インシデントの発生に備えたCSIRT（Computer Security Incident Response Team）を設置するとともに、法人内連絡体制及び対応手順を整備した。また、情報セキュリティを確保するための対策強化や情報セキュリティの確保が困難なフリーメール等約款による情報処理サービスの利用を原則禁止としたほか、情報セキュリティに関するオンライン研修、注意喚起等を通じて役職員の情報セキュリティ意識醸成を図るなど、実効性を引き上げるための対策を適宜検討、実施した。
前年度に制定した情報セキュリティポリシーについては、手順書に基づくケーススタディを用いた実践的な研修を行い、役職員への周知徹底を図った。

⑤ 財務報告等信頼性確保の体制の整備
財務報告等の信頼性を確保するため、経営管理会議、企画会議、三様監査会議（監事、会計監査人及び監査室で組織）で審議を実施した。

実績：○

【内部統制に係る取組状況】

○ 内部統制については、次のような取組を行ってきている。

《業務の有効性・効率性》

- ・効率的な業務運営体制を確立させるために、理事長の意思決定を支える体制として、経営管理会議及び企画会議を設置している。
- ・中期計画等を達成するため、あらかじめ年度計画を四半期ごとに分割して設定した目標に対する実績を、経営管理会議において四半期ごとに把握・評価することにより、問題点や課題を抽出し、事業運営の改善を図ることとしている。

《法令等の遵守》

法令等の遵守について、関係法令及び管理運用方針の遵守徹底のため、これらをネットワークシステムに掲載し、内部規程等の改正の都度、メールにより役職員に周知を行うとともに、幹部職員及び法務に関する有識者である第三者で構成するコンプライアンス委員会を開催し、関係法令の遵守状況等の報告及びコンプライアンス推進施策の審議を行った。

また、法令遵守体制の重要性の認識を深め、実践的なコンプライアンス行動を習得するため、コンプライアンス委員会の開催時に外部委員（弁護士）から民間企業の実例を基にしたコンプライアンス上の注意、行動等について説明を受けた。さらに、被保険者の利益を最優先すること（受託者責任）について、国民から疑念を受けないよう、法令遵守等の徹底を図る観点から、役職員の服務規律の概要をとりまとめた「コンプライアンスハンドブック」の改訂（平成25年10月）を行い、これを周知し、役職員の意識の向上を図った。

（業務実績第2.1.(1)①～⑤(P.44～45) 及び (2)(P.47～48) 参照）

(2)年金積立金の管理及び運用に当たり、責任体制の明確化が図られているか。

《財務報告等の信頼性》
財務及び非財務情報に係る信頼性を向上させるため、経営管理会議及び企画会議並びに監事、監査法人及び監査室で組織する三様監査会議における審議等を行っている。
(業務実績第 2. 1. (5)②エ (P. 50) 参照)

実績：○

【内部統制への取組】

- 情報セキュリティ・インシデントの発生に備えたCSIRT (Computer Security Incident Response Team) を設置するとともに、法人内連絡体制及び対応手順を整備した。また、情報セキュリティを確保するための対策強化や情報セキュリティの確保が困難なフリーメール等約款による情報処理サービスの利用を原則禁止としたほか、情報セキュリティに関するオンライン研修、注意喚起等を通じて役職員の情報セキュリティ意識醸成を図るなど、実効性を引き上げるための対策を適宜検討、実施した。
前年度に制定した情報セキュリティポリシーについては、手順書に基づくケーススタディを用いた実践的な研修を行い、役職員への周知徹底を図った。その上で自己点検を行った結果、役職員の情報セキュリティに対する意識が向上していることを確認した。
また、「システム定例会議」を隔週で開催し、法人システムに係るデータ管理や情報セキュリティ対策等の課題管理の徹底を組織横断的に行い、業務の一層の効率化と情報セキュリティに対する意識向上を図った。加えて、平成25年度末に契約が満了となる法人LANシステムの更改による新たなネットワークシステム導入に向け、同会議を週次で開催することによりプロジェクトの全体統制を図った。
(業務実績第 2. 1. (1)④ (P. 45) 及び (2)④ (P. 48) 参照)

実績：○

【資産の保全】

- 厚労大臣から寄託された年金積立金の管理運用自体が、当法人の業務目的そのものである。なお、法人が所有する職員宿舎については、第2期中期目標期間に売却することを決定し、平成23年度までに全ての宿舎を売却した。

実績：○

【責任体制の明確化】

- 重要な意思決定等について審議を行う際には、企画会議を開催し、また、業務の進捗状況の把握等を行うための経営管理会議を開催した。これにより、理事長による適切・迅速な意思決定の確保及び進捗状況の把握等に資するために必要な判断材料の提供及び関係幹部との状況・情報の共有を図ることができた。
また、各部室の所掌事務に係る権限と責任の範囲を細かく文書化することにより、担当ごとの責任の所在及び範囲を明確にしている。
(業務実績第 2. 1. (1)①～⑤ (P. 44～45) 及び (2) (P. 47～48) 参照)

(3) 受託者責任を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び管理運用方針の遵守の徹底並びに役職員への研修の実施等を行ったか。

実績：○
【受託者責任を踏まえた役職員への研修等】
○ 役職員の服務規律等の概要をまとめたコンプライアンスハンドブックを改訂し周知を行った。
(業務実績第 2. 1. (1)②(P. 44) 及び(2)②(P. 47)) 参照)

(4) 運用受託機関等に対し、契約等において、受託者責任（慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守）を踏まえ、関係法令等の遵守を徹底するよう求めたか。

実績：○
【運用受託機関等に対する関係法令等の遵守】
○ 運用受託機関等説明会、定期ミーティング、運用及びリスク管理の状況の報告書提出時等、運用受託機関等と会する各般の機会を捉えて、関係法令等の遵守の徹底と確認を行った。
(業務実績第 2. 1. (1)⑥(P. 45～46) 参照)

(5) 運用経験者の採用など、資質の高い人材をより広く求める職員採用を行ったか。

実績：○
【運用経験者等の採用】
○ 平成 25 年度においては、ホームページ、転職サイト、人材紹介会社の活用等を通じて運用経験等を有する者等の募集を行い、その結果、運用実務経験を有する者等 6 名を採用し、1 名内定者として決定した。
(業務実績第 2. 2. (1) (P. 51) 参照)

(6) 資質の高い人材の確保・育成を進めるための対応を行ったか。

実績：○
【人材の確保・育成】
○ 資質の高い人材を確保するために、実務経験者を募集するに際し、金融機関や運用機関における実務経験があること等を応募要件とするとともに、採用予定者の選考等の審議を行う「職員採用委員会」を開催し、管理運用法人の業務運営能力の向上等に寄与する資質の高い優秀な人材の採用に努めた。
(業務実績第 2. 2. (1) (P. 51) 参照)

(7) 職員の資質の向上を図るための研修計画を策定し、資産運用等の分野に係る専門的かつ実務的な研修を実施したか。

実績：○
【職員研修の実施】
○ 職員の資質の向上等を図るため、年間 4 6 回の研修を実施し、延べ 365 名を受講させた。実施に当たっては、あらかじめ目的及びそのために必要なカリキュラム内容等を担当講師と検討の上、多様なメニューにより構成される研修計画（研修体系を踏まえた各年度単位の計画）を策定して計画的に実施した。
(業務実績第 2. 2. (2) (P. 52～55) 参照)

(8) 資産運用等の分野に係る資格の取得を支援するための措置をとったか。

実績：○
【証券アナリストの資格取得者の推進】
○ 実務研修や資金運用等の分野に係る資格の取得の推進及び運用経験者の採用により、新規の証券アナリスト資格取得者を確保することができた。
(業務実績第 2. 2. (2) 【専門実務研修】②ア (P. 54) 参照)

(9) 資格を保有する職員数の増加など、研修や資格取得の支援や中途採用が成果をもたらしているか。

実績：○
【ITリテラシー向上】
○ 情報処理推進機構（IPA）が実施する国家試験・ITパスポート試験（合格率：10月度44.1%）を1名が受験し、合格した。また、更なるITリテラシー向上のため、同試験の上位試験である応用情報技術者試験（合格率：春期19.2%）及び情報セキュリティスペシャリスト試験（合格率：秋期14.9%）をそれぞれ1名が、プロジェクト管理の国際資格であるPMP（プロジェクトマネジメント・プロフェッショナル）試験（合格率未公表）を1名が受験し、いずれも合格した。
(業務実績第2.2.(2)【専門実務研修】②ウ(P.55)参照)

(10) 運用手法の見直しや制度変更等に応じ、情報システムの整備等を所定の手続に従って適切に行ったか。

実績：○
【システムの安定稼働】
○ 定例及び随時の会議における外部委託業者からの報告や関係者間の連携を徹底させたことに加え、システム障害発生時には迅速な復旧を目的とするインシデント管理と、原因追求及び再発防止を目的とする問題管理を分離することにより、業務への影響の回避に努めた。更に、委託業者における体制及びプロセスの継続的改善活動を促す等業務の品質管理を徹底した結果、ハードウェアの経年劣化により障害率が上昇する中であって、年度稼働率100.0%（平成24年度実績：100.0%）を維持した。
(業務実績第2.2.(3)(P.55)参照)

(11) 業務改善の取組を適切に講じているか。
※業務改善の取組：国民からの苦情・指摘についての分析・対応、国民が懸念を抱くことのない開かれた法人運営、目安箱等職員からの提案を受け付けるための仕組みの構築、改善に取り組む職員を人事上評価しているか等

実績：○
【業務改善に係る取組】
○ 法人のホームページに法人業務に対する意見の書き込みを可能とするとともに、四半期ごとの運用実績公表の際にも、国民に理解しやすい内容・表現とするよう改善し、国民のニーズの把握に努めている。また、情報公開法に基づき独立行政法人に義務付けられている公表事項についても、適切に公表している。
併せて、職員から業務改善の提案を受け付けるために、ネットワークシステムを活用して業務改善目安箱を設置している。

(12) 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。

実績：○
【事務・事業等の見直し】
○ 第1期中期目標期間の最終年度である平成21年度に総務省の「主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」に沿った厚生労働省からの第2期中期目標が指示され、管理運用法人では当該中期目標に基づく第2期中期計画を作成し、厚生労働大臣の認可を受け、適切に遂行している。

(13) 関連公益法人との関係について、透明性確保に向けた見直しを図っているか。
※ 独立行政法人会計基準上の関連公益法人に限らず、すでに批判をされていたり、国民から疑念を抱かれる可能性のある業務委託等について、①当該業務委託等の必要性、②独立行政法人自ら行わず他者に行わせる必要性、③①及び②の必要があるとして、他者との契約についてその競争性を高める方策等を検討し、見直しを図っているか等

(14) 中期目標期間終了時において、主務大臣が行う法人の組織・業務の全般にわたる見直しを前提にした評価が行われているか。(政・独委評価の視点)

実績：－
【関連公益法人について】
○ 関連公益法人はない。

実績：○
【中期目標期間終了時の評価】
○ 前述の「事務・事業等の見直し」のとおり。

中期目標	中期計画	平成25年度計画	平成25年度業務実績									
<p>4. 調査・分析の充実 基本ポートフォリオに基づく管理・運用能力の向上のための調査研究を充実するとともに、適切なリバランス及びキャッシュ・アウトを行うための市場に関する情報収集・分析を強化し、年金積立金の運用主体として必要な調査研究を進めること。</p>	<p>3. 調査・分析の充実 内外の経済動向を積極的に把握するとともに、大学等の研究機関との連携の強化や先進的な事例等に関する情報収集に努め、年金積立金の管理・運用の高度化を進めるための調査研究を充実する。また、適切なリバランス及びキャッシュ・アウトを行うための市場に関する情報収集・分析を強化し、必要な調査研究を進める。</p>	<p>3. 調査・分析の充実 (1) 大学等の研究機関との連携を通じて、年金積立金の管理・運用の高度化を進めるための調査研究の充実を図る。 (2) 内外の経済動向の把握や、管理運用手法の高度化等を進める観点からの調査研究を、専門調査機関も活用して積極的に行う。また、適切なリバランス及びキャッシュ・アウトのため、市場に関する情報収集・分析を行う。 (3) 専門調査機関等が主催するセミナーや研修などに参加して内外の情報収集や意見交換を積極的に行う。</p>	<p>3. 調査・分析の充実 (1) 大学共同研究等 大学等の研究機関との連携を強化し、年金積立金の管理・運用の高度化を進めるため、大学等との共同研究を実施した。 長期運用を前提とした、公的年金積立金運用の枠組みの研究で4機関と共同研究を実施した。今後、次期中期計画における基本ポートフォリオの策定方法の検討に活用することを予定している。 (2) 調査研究等 ① 年金積立金の管理運用手法の高度化等を進めるため、「年金積立金管理運用独立行政法人における非時価総額加重平均型ベンチマークの活用についての調査研究」の委託調査研究を実施した。平成25年度に実施した国内株式アクティブ運用のマネジャー・ストラクチャーの構築に活用した。 平成25年度に内外の機関投資家との連携に基づき、グローバルインフラストラクチャーへの投資を開始することとし、投資信託を通じて資金を拠出することとしたが、実施に当たっては、平成24年度に実施した「年金積立金管理運用独立行政法人におけるオルタナティブ投資スキームについての調査研究」に基づいたスキームを使用した。 ② 市場に関する情報収集・分析の強化のため、運用機関等からの情報収集、勉強会の実施、外部セミナーへの参加により内外の経済動向の把握を積極的に図った。 ③ キャッシュ・アウト及びリバランス検討時に必要な市場動向の把握のため、月次のタイミングで足元及び翌月の市場動向に関する分析を実施した。 (3) セミナー・研修等 国内外で開催される運用機関主催のセミナーや研修に積極的に参加した。終了後、報告会を開催し、年金運用の最新の動向に関する情報を役職員で共有した。</p> <table border="1" data-bbox="1846 1234 2525 1373"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>回数</th> <th>参加延べ人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内外セミナー</td> <td>22</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>国際機関等主催会議</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>	内容	回数	参加延べ人数	国内外セミナー	22	32	国際機関等主催会議	7	7
内容	回数	参加延べ人数										
国内外セミナー	22	32										
国際機関等主催会議	7	7										

<p>5. 業務運営の情報化・電子化の取組 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図ること。</p>	<p>4. 業務運営の情報化・電子化の取組 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。</p>	<p>4. 業務運営の情報化・電子化の取組 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。</p>	<p>4. 業務運営の情報化・電子化の取組 情報セキュリティ管理の実効性を高めるため、以下の取組を実施した。</p> <p>① 情報セキュリティ・インシデントの発生に備えたC S I R T (Computer Security Incident Response Team) を設置するとともに、法人内連絡体制及び対応手順を整備した。</p> <p>② 特定の職員を対象とした標的型攻撃が頻発している状況を踏まえ、当該職員の電子メールアドレス変更、ハニーポット設置によるウイルス検体抽出・分析の実施、役職員への注意喚起など、標的型攻撃への対策を講じ、防御に努めた結果、ウイルス感染、情報窃取等の被害を回避した。また、攻撃の都度、対応手順書に基づき厚生労働省年金局に状況報告を行った。</p> <p>③ 情報セキュリティの確保が困難なグループメールやフリーメール等約款による情報処理サービスの利用を禁止した。</p> <p>なお、平成25年度末に契約満了となる法人LANシステムの更改にあたっては、既存の侵入防御やウイルス対策機能に加えて、Security Operation Center サービスを用いた不正アクセス防御・監視やアプリケーション単位での通信制御等、多層防御によりセキュリティ機能を一層強化する対策を講じることとした。また、不正プログラムへの感染や情報漏洩等のリスク回避のためURLフィルタ設定等によるWEBサイト閲覧制限等の対策も併せて講じることとした。</p>
---	---	---	---

評価の視点等	自己評価	S	【評価項目9】	評定
【評価項目9 調査・分析の充実等】	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>大学等の研究機関との連携を強化し、年金積立金の管理・運用の高度化を進めるため、大学等との共同研究を実施した。</p> <p>前年まで実施した長期運用を前提とした、公的年金積立金運用の枠組みの研究を今年度も継続することとし、4機関と共同研究を実施した。今後、次期中期計画における基本ポートフォリオの策定方法の検討に活用することを予定している。</p> <p>また、年金積立金の管理運用手法の高度化等を進めるため、委託調査研究を実施した。</p> <p>「年金積立金管理運用独立行政法人における非時価総額加重平均型ベンチマークの活用についての調査研究」の委託調査研究を実施した。平成25年度に実施した国内株式アクティブ運用のマネジャー・ストラクチャーの構築に活用した。</p> <p>平成25年度に内外の機関投資家との連携に基づき、グローバルインフラストラクチャーへの投資を開始することとし、投資信託を通じて資金を拠出することとしたが、実施に当たっては、平成24年度に実施した「年金積立金管理運用独立行政法人におけるオルタナティブ投資スキームについての調査研究」に基づいたスキームを使用した。</p> <p>さらに、運用機関等からの情報収集、勉強会の実施、国内外で開催される運用機関主催のセミナーや研修への参加を積極的に行い、より先進的な事例等に関する情報収集・分析の強化に努めるとともに、当該年金運用の最新の動向に関する情報等については、報告会を通じて、担当部署のみならず役職員で共有することとした。</p> <p>実績：○</p> <p>【内外の経済動向の把握、大学等の研究機関との連携強化等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市場に関する情報収集・分析の強化のため、運用機関等からの情報収集、勉強会の実施、外部セミナーへの参加により内外の経済動向の把握を積極的に図った。 ○ 年金積立金の管理・運用の高度化を進めるため、大学等の研究機関との連携を強化し、長期運用を前提とした、公的年金積立金運用の枠組みの研究で4機関と共同研究を実施した。 ○ 年金積立金の管理運用手法の高度化等を進めるため、「年金積立金管理運用独立行政法人における非時価総額加重平均型ベンチマークの活用についての調査研究」の委託調査研究を実施し、調査研究の充実を図った。 (業務実績第2.3.(1)(2)(P.62)参照) <p>実績：○</p> <p>【市場に係る情報収集・分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市場に関する情報収集・分析の強化のため、運用機関等からの情報収集、勉強会の実施、外部セミナーへの参加により内外の経済動向の把握を積極的に図った。また、収集した情報をもとに市場動向の把握・分析を行い、適切なキャッシュ・アウト等に活用するため、会議にて情報を共有した。 (業務実績第2.3.(2)(3)(P.62)参照) 			<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>(評価は、評定記入用紙に記入ください。)</p>
【評価の視点】	<p>(1)内外の経済動向を積極的に把握するとともに、大学等の研究機関との連携の強化や先進的な事例等に関する情報収集に努め、年金積立金の管理・運用の高度化を進めるための調査研究について充実を図ったか。</p>			
<p>(2)適切なリバランス及びキャッシュ・アウトを行うための市場に関する情報収集・分析を強化し、必要な調査研究を進めたか。</p>				

(3) 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化の向上に取り組んだか。

実績：○

【業務運営の情報化・電子化の向上】

○ 情報セキュリティ・インシデントの発生に備えたCSIRT (Computer Security Incident Response Team) を設置するとともに、法人内連絡体制及び対応手順を整備した。

特定の職員を対象とした標的型攻撃に対しては、当該職員の電子メールアドレス変更、ハニーポット設置によるウイルス検体抽出・分析の実施、役職員への注意喚起などの対策を講じ、防御に努めた結果、ウイルス感染、情報窃取等の被害を回避した。攻撃を受けた際には、その都度対応手順書に基づき厚生労働省年金局に状況報告を行った。

また、情報セキュリティの確保が困難なフリーメール等約款による情報処理サービスの原則利用禁止等、情報セキュリティ対策の更なる向上を図った。

(業務実績第 2.4(P.63) 参照)

○ 平成25年度末に契約満了となる法人LANシステムの更改にあたっては、既存の侵入防御やウイルス対策機能に加えて、Security Operation Center サービスを用いた不正アクセス防御・監視やアプリケーション単位での通信制御等、多層防御によりセキュリティ機能を一層強化する対策を講じることとした。また、不正プログラムへの感染や情報漏洩等のリスク回避のためURLフィルタ設定等によるWEBサイト閲覧制限等の対策も併せて講じることとした。

(業務実績第 2.4(P.63) 参照)

中期目標	中期計画	平成25年度計画	平成25年度業務実績
<p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 効率的な業務運営体制の確立 組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直し、また、経費節減の意識及び能力・実績を反映した業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立すること。</p>	<p>第3 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 効率的な業務運営体制の確立 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直すとともに、経費節減の意識及び能力・実績を反映した業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立する。</p>	<p>第3 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>(1) 事務処理の迅速化を図り、組織編成及び人員配置を各部門の業務の質量に応じて見直すとともに、効率的かつ効果的に業務を遂行できるような体制の整備を行う。</p> <p>(2) 人事評価制度については、経費節減の意識・取組も評価項目としつつ、適正な運用を図る。</p>	<p>第3 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>(1) オルタナティブ投資を開始するにあたり、より具体的な手続きや、運用開始後の管理方法等について調整が必要となることから、平成25年10月に運用部運用管理課内に専任体制（増員）を構築し体制強化を行った。 中期計画の変更を行い「基本的方針に基づき、平成26年以降の人員については、高度で専門的な人材の確保の観点から、弾力化に取り組む。」としたところである。それを踏まえ、高度で専門的な人材を確保するため、給与水準及び報酬体系を見直すこととし、企画競争による調達を実施し、平成26年3月に外部コンサルティング会社と契約を締結し検討を開始した。</p> <p>(2) 職員の能力向上、管理職の能力強化及び職員の勤労意欲の向上を図ることを目的として、人事評価を実施した。 平成25年度においては、平成24年度下期実績評価（10～3月）を4～5月に実施し、その結果を6月期の賞与に、平成25年度上期実績評価（4～9月）を10～11月に実施し、その結果を12月期の賞与に反映させた。 また、能力評価（1～12月）については、平成26年1～2月に実施し、3月にフィードバック面談を行い、被評価者に結果を通知した。併せて、その結果を平成26年4月の昇給等へ反映させた。 その他、職員のコスト意識の向上及び業務改善を図るため、無駄を削減し、業務を効率的に行う取組について評価項目に加えた人事評価を実施した。 なお、人事評価の適正な運用を図る観点から評価者を対象とした研修を行い、評価における目線合わせ及び評価の偏りの回避について徹底を図った。</p>

評価の視点等	自己評価	A	【評価項目10】	評定
<p>【評価項目10 効率的な業務運営体制の確立】</p> <p>【評価の視点】</p> <p>(1) 中期目標期間中に、組織編成及び人員配置を業務の実情に即して見直したか。</p> <p>(2) 能力・実績を反映した人事評価制度を実施しているか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>オルタナティブ投資を開始するにあたり、より具体的な手続きや、運用開始後の管理方法等について調整が必要となることから、平成25年10月に運用部運用管理課内に専任体制(増員)を構築し体制強化を行った。</p> <p>また、中期計画の変更を行い「基本的方針に基づき、平成26年以降の人員については、高度で専門的な人材の確保の観点から、弾力化に取り組む。」としたところである。それを踏まえ、高度で専門的な人材を確保するため、給与水準及び報酬体系を見直すこととし、企画競争による調達を実施し、平成26年3月に外部コンサルティング会社と契約を締結し検討を開始した。</p>	<p>実績：○</p> <p>【業務の実情に即した組織再編及び人員配置の見直し】</p> <p>○ オルタナティブ投資を開始するにあたり、より具体的な手続きや、運用開始後の管理方法等について調整が必要となることから、平成25年10月に運用部運用管理課内に専任体制(増員)を構築し体制強化を行った。</p> <p>○ 中期計画の変更を行い「基本的方針に基づき、平成26年以降の人員については、高度で専門的な人材の確保の観点から、弾力化に取り組む。」としたところである。それを踏まえ、高度で専門的な人材を確保するため、給与水準及び報酬体系を見直すこととし、企画競争による調達を実施し、平成26年3月に外部コンサルティング会社と契約を締結し検討を開始した。</p> <p>(業務実績第3.1.(1)(P.66)参照)</p> <p>実績：○</p> <p>【人事評価制度の運用】</p> <p>○ 平成25年度においては、平成24年度下期実績評価(10～3月)を4～5月に実施し、その結果を6月期の賞与に、平成25年度上期実績評価(4～9月)を10～11月に実施し、その結果を12月期の賞与に反映させた。</p> <p>また、能力評価(1～12月)については、平成26年1～2月に実施し、3月にフィードバック面談を行い、被評価者に結果を通知した。併せて、その結果を平成26年4月の昇給等へ反映させた。</p> <p>その他、職員のコスト意識の向上及び業務改善を図るため、無駄を削減し、業務を効率的に行う取組について評価項目に加えた人事評価を実施した。</p> <p>これらの取組により、能力の向上及び勤労意欲の向上等に係る職員の意識改革に努めた。</p> <p>なお、人事評価の適正な運用を図る観点から評価者を対象とした研修を行い、評価における目線合わせ及び評価の偏りの回避について徹底を図った。</p> <p>(業務実績第3.1.(2)(P.66)参照)</p>	<p>【評価項目10】</p>	<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>(評価は、評定記入用紙に記入ください。)</p>

(3)業務改善のため、役職員が具体的なイニシアティブを發揮したか。
(政・独委評価の視点)

実績：○

【業務改善に係る取組状況】

○ 業務改善のための役職員のイニシアティブについては、次のような取組を行ってきている。

・使命、運営理念、行動指針

管理運用法人設立時に、国民の皆様からお預かりした年金積立金を適切に管理・運用するという、「使命」「運営理念」「行動指針」を定め、ホームページに掲載・公表してきている。これらの内容は、コンプライアンスハンドブックにも掲載すること等により役職員に周知している。

(業務実績第 2. 1. (1)②(P. 44) 参照)

・業務体制における取組

業務ごとに主担当、副担当を置くとともに、その担当一覧をネットワークシステムに掲載することで、各職員の担当業務を明らかにしている。

この結果、どのレベルの職務の者であっても（課員、室員であっても）、主担当となること等により、全職員が業務改善等のイニシアティブをとることができる体制となっている。

・人事評価制度における取組

能力評価の評価項目《積極性》において、業務改善提案等の取組を評価することを、人事評価制度実施規程（内部規程）に規定し、職員に周知するとともに、規定どおりに評価している。

また、職員のコスト意識の向上及び業務改善を図るため、無駄を削減し、業務を効率的に行う取組について評価項目に加えている。

(業務実績第 3. 1. (2) (P. 66) 参照)

・ホームページにおける取組

法人業務に対する意見の書き込みを可能とするとともに、四半期ごとの運用実績公表の際にも、国民に理解しやすい内容・表現とするよう改善し、国民のニーズの把握に努めている。

(業務実績第 1. 3(P. 30) 参照)

中期目標	中期計画	平成25年度計画	平成25年度業務実績																								
<p>2. 業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費（退職手当、事務所移転経費及び資金運用の見直しのための高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的方針」という。）に基づく施策の実施に必要な経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平成21年度比15%以上節減すること。 このうち人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を引き続き着実に実施すること。 さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続すること。 一方、基本的方針に基づき、平成26年以降の給与水準については、高度で専門的な人材の確保の観点から、弾力化について検討すること。 また、業務経費（システム開発費、管理運用委託手数料、短期借入に係る経費及び資金運用の見直しのための高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に必要な経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平成21年度比5%以上節減すること。 なお、管理運用委託手数料については、運用資産額の増減等も考慮に入れつつ、引き続き低減に努めること。</p>	<p>2. 業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費（退職手当、事務所移転経費及び資金運用の見直しのための高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的方針」という。）に基づく施策の実施に必要な経費を除く。）については、効率的な執行に努め、中期目標期間の最終年度において、平成21年度比15%以上の節減を行う。 このうち人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を引き続き行う。 さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続すること。 一方、基本的方針に基づき、平成26年以降の給与水準については、高度で専門的な人材の確保の観点から、弾力化に取り組む。 また、業務経費（システム開発費、管理運用委託手数料、短期借入に係る経費及び資金運用の見直しのための高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に必要な経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平成21年度比5%以上節減する。なお、管理運用委託手数料については、運用資産額の増減等も考慮に入れつつ、引き続き低減に努める。</p>	<p>2. 業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費及び業務経費については、経費節減に関する中期目標の達成を念頭に置いて、業務の効率化に努める。 給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的方針」という。）を踏まえ、高度で専門的な人材の確保の観点から、弾力化に取り組む。 なお、管理運用委託手数料については、運用受託機関の選定等を行う際には、運用手法等に応じた効率的かつ合理的な水準となるよう引き続き低減に努める。</p>	<p>2. 業務運営の効率化に伴う経費節減</p> <p>(1) 一般管理費については、中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、中期目標期間の最終年度において、平成21年度と比較して、15%を節減した予算（退職手当、事務所移転経費及び資金運用の見直しのための高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的方針」という。）に基づく施策の実施に必要な経費を除く。）を作成することとし、平成25年度予算額については平成21年度予算額と比較して、12.0%の節減率とした。執行に当たっては、一般競争入札や企画競争・公募、随意契約における価格交渉及び消耗品費等の節約並びに国家公務員に準じた給与減額支給措置等を実施し、経費節減に努めた。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1804 653 2671 894"> <thead> <tr> <th></th> <th>21年度 基準年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経費節減対象経費 (予算額)</td> <td>416</td> <td>403</td> <td>391</td> <td>378</td> <td>366</td> </tr> <tr> <td>対21年度比節減率</td> <td>—</td> <td>-3.1%</td> <td>-6.0%</td> <td>-9.1%</td> <td>-12.0%</td> </tr> <tr> <td>執行額</td> <td>—</td> <td>261</td> <td>308</td> <td>277</td> <td>279</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 人件費については、次の取組を行った。</p> <p>① 平成19年度に実施した役職員の給与改定（役員給与の引下げ、職員給与の年功序列的給与上昇カーブのフラット化、役職手当の定額化等）により、給与の上昇を抑制した。</p> <p>② 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の成立を踏まえて、平成24年度に引き続き国家公務員に準じた給与減額支給措置等を実施した。</p> <p>③ 国家公務員と民間との退職給付水準の格差を是正するため国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律が成立したことを踏まえ、職員については、国家公務員に準じて平成25年7月に「職員退職手当支給規程」を改正した。</p> <p>(給与水準の適切性等) 年齢のみで比較した対国家公務員指数は、平成25年度で117.3と国を上回っているが、学歴・勤務地域も加味した指数では、98.1と国を下回る水準となっている。 なお、資産運用についてのさらなる専門性の向上を図るための職員採用にあたっては、内定者が管理運用法人の給与水準が低いことを理由に採用を辞退する等、給与水準が妨げになっていることに変化はない。</p> <p>以上の取組を行ったところであるが、平成25年11月の公的・準公的資金の運用・リスク管理等の高度化等に関する有識者会議報告書において、「専門人材を適切に確保し、高度なリスク管理が可能となるよう、独立行政法人の人員数、給与水準、経費等の面における閣議決定等に基づく制約については、弾力的な取扱いが認められるべきである。」との提言を受けたことと、平成25年12月の閣議</p>		21年度 基準年度	22年度	23年度	24年度	25年度	経費節減対象経費 (予算額)	416	403	391	378	366	対21年度比節減率	—	-3.1%	-6.0%	-9.1%	-12.0%	執行額	—	261	308	277	279
	21年度 基準年度	22年度	23年度	24年度	25年度																						
経費節減対象経費 (予算額)	416	403	391	378	366																						
対21年度比節減率	—	-3.1%	-6.0%	-9.1%	-12.0%																						
執行額	—	261	308	277	279																						

決定「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」において、「高度で専門的な人材確保ができるよう、職員数や給与水準の弾力化に加え、任期制・年俸制の導入を検討する。」と決定されたことを踏まえ、平成26年3月に中期計画の変更を行い、「平成26年以降の給与水準については、高度で専門的な人材の確保の観点から、弾力化に取り組む。」としたところである。

(3) 業務経費については、中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、中期目標期間の最終年度において、平成21年度と比較して、5%を節減した予算（システム開発費、管理運用委託手数料、短期借入に係る経費及び資金運用の見直しのための高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に必要な経費を除く。）を作成することとし、平成25年度予算額については平成21年度予算額に比較して、4.0%の節減率とした。執行に当たっては、業務計画の見直し等による節減、一般競争入札や企画競争・公募及び随意契約における価格交渉並びに国家公務員に準じた給与減額支給措置等を実施し、経費節減に努めた。

(単位：百万円)

	21年度 基準年度	22年度	23年度	24年度	25年度
経費節減対象経費 (予算額)	1,781	1,763	1,746	1,728	1,710
対21年度比節減率	—	-1.0%	-2.0%	-3.0%	-4.0%
執行額	—	1,497	1,338	1,282	1,308

(4) 経費節減委員会の開催
経費節減委員会を開催し、経費節減の取組事項の実施状況の確認及び具体的な実施方法について報告を行った。

(5) 管理運用委託手数料について、次のとおり節減に努めた。
時価の上昇を要因として全体では約31億円の増加となったが、国内債券については、前年度に実施したマネジャー・ストラクチャーの見直しに伴う手数料率の引下げ等により約11億円の手数料が節減された。

(6) オランダの株式配当金に係る過去の源泉税について、オランダ租税当局に対し、EU法等を根拠に租税条約上、明文では認められていなかった返還を求めて請求を行うとともに交渉を重ねていたが、平成25年8月に約48億円の返還金を受領することができた。

3. 契約の適正化

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まれない。)についても、真に競争性が確保されているか、点検・検証を行うこととされている。この取組により、契約の適正化を推進すること。

3. 契約の適正化

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき引き続き適正化を推進する。

3. 契約の適正化

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき引き続き適正化を推進する。

3. 契約の適正化

(1) 契約の見直し

運用受託機関等との契約以外のものについては、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」を踏まえ、「随意契約等見直し計画」に基づき、真にやむを得ない契約以外はすべて一般競争入札等(一般競争及び企画競争・公募)に移行している。

【契約の実績】

(単位：件、百万円)

	見直し計画 (平成25年2月改定)		25年度実績	
	件数	金額	件数	金額
競争入札等	10.0%	2.2%	4.5% (0.0%)	3.7% (0.0%)
	19	673	5 (0)	829 (0)
企画競争・公募	45.3%	9.2%	36.0% (30.6%)	33.5% (32.0%)
	86	2,791	40 (34)	7,425 (7,091)
小計	55.3%	11.4%	40.5% (30.6%)	37.3% (32.0%)
	105	3,465	45 (34)	8,254 (7,091)
競争性のない随意契約	44.7%	88.6%	59.5% (52.3%)	62.7% (62.6%)
	85	27,036	66 (58)	13,887 (13,856)
合計	100.0%	100.0%	100% (82.9%)	100% (94.6%)
	190	30,501	111 (92)	22,141 (20,946)

※ () 内の数値は、運用受託機関等との契約件数である。

運用受託機関等との契約は、原則として3年間の運用期間を経過した後、見直しを行うこととしている。また、契約の当初は企画競争として契約を締結し、次年度以降は、総合評価等を行い評価が著しく低い運用受託機関等との契約については解約し、継続する運用受託機関等との契約については随意契約として更新する特別な契約である。

(2) 規程、マニュアルの整備

契約方式等に係る規程類については、「独立行政法人における契約の適正化」において講ずることとされている項目について措置を行っている。また、一般競争入札及び企画競争・公募について、国の業務マニュアルに準じた業務マニュアルに基づき実施した。

			<p>(3) 契約監視委員会等の実施 外部有識者及び監事から構成される契約監視委員会を5回開催し、平成25年度の競争性のない随意契約、一者応札一者応募に係る改善策及び今後契約締結が予定されている調達案件の契約方式の妥当性及びに契約手続きにおける透明性、競争性等の確保について審議・検証を行った。 なお、運用受託機関等との契約については、運用受託機関等の選定過程において、経済・金融の専門家等外部の有識者で構成される運用委員会で審議を行い、当該運用委員会の議事要旨をホームページに掲載する等、透明性、競争性等の確保を図った。</p> <p>(4) 契約審査会等の実施 法人内において、契約事務に関与しない職員等により構成される契約審査会を7回開催し契約前における、競争性のない随意契約の妥当性、一般競争入札等の調達方法の妥当性等について審議を行った。 なお、運用受託機関等との契約については、運用委員会の審議を経て選定を行っている。</p> <p>(5) 契約に係る情報公開 一定金額以上の契約について、ホームページに公表を行った。</p> <p>(6) 随意契約における価格交渉 年金積立金データ管理（GPDR）システムの保守業務及び運用業務の調達にあたっては、平成26年度限りとなる業務であること及び前回が一者応札であったことを踏まえ、入札により契約価額が確定する競争入札より価格交渉が可能な随意契約の方が有利と判断し、契約監視委員会の審議を経て公募を実施した。その結果、応募者がなかったことから現受託者と価格交渉を行い現行契約金額（税抜きベース）から年額約42百万円（対前年度比19.1%）引き下げた契約額により随意契約を行った。 また、事務所借料について、契約更改に当たり賃料の改定交渉を行い、契約金額（税抜きベース）については、年額約8百万円（対前年度比5.8%）の引き下げを実現した。</p>
--	--	--	--

評価の視点等	自己評価	S	【評価項目 1 1】	評定	
<p>【評価項目 1 1 業務運営の効率化に伴う経費節減】</p> <p>【数値目標】</p> <p>(1)一般管理費（退職手当、事務所移転経費及び資金運用の見直しのための高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的な方針」という。）に基づく施策の実施に必要な経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平成21年度比15%以上の節減を行う。</p> <p>(2)人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を行う。</p> <p>(3)業務経費（システム開発費、管理運用委託手数料、短期借入に係る経費及び資金運用の見直しのための高度で専門的な人材の確保その他の基本的な方針に基づく施策の実施に必要な経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平成21年度比5%以上節減する。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>経費節減については、継続的に業務の効率化に努めた結果、一般管理費をはじめ人件費及び業務経費について、節減効果を得ることができた。</p> <p>管理運用委託手数料は、時価の上昇を要因として全体では約31億円の増加となったが、国内債券については、前年度に実施したマネジャー・ストラクチャーの見直しに伴う手数料率の引下げ等により約11億円の経費が節減された。</p> <p>オランダの株式配当金に係る過去の源泉税について、オランダ租税当局に対し、EU法等を根拠に租税条約上、明文では認められていなかった返還を求めて請求を行うとともに交渉を重ねていたが、平成25年8月に約48億円の返還金を受領することができた。</p> <p>また、調達手続きについては、外部有識者及び監事で構成された契約監視委員会及び法人内における契約事務に関与しない職員等により構成される契約審査会を開催し、契約の妥当性等について審議・検証を行うことにより透明性、競争性等の確保を図り、一者応札・一者応募の改善策を取り決める等、積極的な取組に努めた。その結果、年金積立金データ管理（GPDR）システムの保守業務及び運用業務の調達にあたっては、従来の競争入札から競争性のある随意契約に切り替えて価格交渉を行ったことにより、契約金額（税抜きベース）については、年額約42百万円（対前年度比19.1%）の引き下げを実現した。</p> <p>さらに、事務所借料について、契約更改に当たり賃料の改定交渉を行い、契約金額（税抜きベース）については、年額約8百万円（対前年度比5.8%）の引き下げを実現した。</p>	<p>【数値目標】</p> <p>実績：○</p> <p>【一般管理費の節減】</p> <p>○ 平成25年度の予算額は、平成21年度との比較で12.0%の節減率とした。 （業務実績第3.2.(1) (P.69) 参照）</p> <p>実績：○</p> <p>【人件費の削減】</p> <p>○ 人件費の削減については、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の成立を踏まえて、平成24年度に引き続き国家公務員に準じた給与減額支給措置等を実施した。 （業務実績第3.2.(2) (P.69～70) 参照）</p> <p>実績：○</p> <p>【業務経費の節減】</p> <p>○ 平成25年度の予算額は、平成21年度予算額との比較で4.0%の節減率とした。 （業務実績第3.2.(3) (P.70) 参照）</p>	<p>【評価項目 1 1】</p>	<p>評定</p>	<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>(評価は、評定記入用紙に記入ください。)</p>

【評価の視点】

(4)一般管理費（退職手当、事務所移転経費及び資金運用の見直しのための高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的な方針」という。）に基づく施策の実施に必要な経費を除く。）について、中期目標期間の最終年度において、平成21年度比15%以上の節減を行ったか。

(5)人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で5%以上の削減を行ったか。

(6)国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進めたか。

(7)国家公務員と比べて給与水準の高い場合において、給与水準が高い理由及び講ずる措置（目標水準の設定を含む）は何か。また、給与水準自体が社会的な理解の得られる水準であるか。（政・独委評価の視点）

(8)総人件費改革について、取組開始からの経過年数に応じ、削減目標の達成に向け、取組は順調かつ適切であるか。（政・独委評価の視点）

(9)国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。

実績：○

【一般管理費の節減】

○平成25年度予算額は平成21年度予算額に比較して、12.0%の節減率とした。また、執行に当たり一般競争入札や企画競争・公募、随意契約における価格交渉及び消耗品費等の節約並びに国家公務員に準じた給与減額支給措置等を実施し、経費節減に努めた。（業務実績第3.2.(1)(P.69)参照）

実績：○

○前述の「人件費の削減」のとおり。（業務実績第3.2.(2)(P.69~70)参照）

実績：○

【役職員の給与改定】

○平成19年度に行った役員給与の引下げ、職員給与の年功序列的給与上昇カーブのフラット化、退職手当の定額化等により、人件費上昇の抑制に寄与している。

また、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の成立を踏まえて、平成24年度より国家公務員に準じた給与減額支給措置を実施した。

さらに、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律が成立したことを踏まえ、平成25年7月に「職員退職手当支給規程」を改正した。

（業務実績第3.2.(2)(P.69)参照）

実績：○

【給与水準】

○平成25年度の給与水準は次のとおりである。

対国家公務員指数117.3

地域・学歴勘案98.1

地域勘案101.7、学歴勘案113.0

<給与水準が高くなっている定量的な理由>

管理運用法人は、①職員の勤務地が全員東京都勤務となっていること（国家公務員は相当数の職員が地方勤務）、②職員の大卒者の割合（90.0%）が国家公務員行政職俸給表（一）の適用を受ける職員の大卒者の占める割合（54.1%）よりも高いこと（「平成25年度国家公務員給与実態調査」）から、国家公務員の給与水準（年額）より高くなっているが、地域・学歴勘案で見た場合、98.1ポイントと国家公務員を下回る水準となっている。

（業務実績第3.2.(2)②（給与水準の適切性等）(P.69~70)参照）

実績：○

【法人独自の諸手当】

○諸手当については、国に準拠している。

(10) 事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。

実績：○

【冗費の点検】

- 経費節減委員会を開催し、経費節減の取組事項の実施状況の確認及び具体的な実施方法について報告を行い、経費が適切に執行されていることが確認された。また、経費節減の取組事項の具体的な実施方法については、委員会終了後、役職員に周知し、引き続き、経費節減の取組事項が実施されるよう図った。
(業務実績第 3. 2. (4) (P. 70) 参照)

(11) 業務経費（システム開発費、管理運用委託手数料、短期借入に係る経費及び資金運用の見直しのための高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に必要な経費を除く。）について、中期目標期間の最終年度において、平成 2 1 年度比 5 %以上節減したか。

実績：○

【業務経費の節減】

- 平成 2 5 年度予算額は平成 2 1 年度予算額に比較して 4 %の節減率とした。また、執行に当たり業務計画の見直し等による節減、一般競争入札や企画競争・公募及び随意契約における価格交渉並びに国家公務員に準じた給与減額支給措置等を実施し、経費節減に努めた。
(業務実績第 3. 2. (3) (P. 70) 参照)

(12) 管理運用委託手数料については、運用資産額の増減等も考慮に入れつつ、引き続き低減に努めたか。

実績：○

【管理運用委託手数料の水準】

- 時価の上昇を要因として全体では約 3 1 億円の増加となったが、国内債券については、前年度に実施したマネジャー・ストラクチャーの見直しに伴う手数料率の引下げ等により約 1 1 億円の手数料が節減された。
オランダの株式配当金に係る過去の源泉税について、オランダ租税当局に対し、E U法等を根拠に租税条約上、明文では認められていなかった返還を求めて請求を行うとともに交渉を重ねていたが、平成 2 5 年 8 月に約 4 8 億円の返還金を受領することができた。
(業務実績第 3. 2. (5) (P. 70) 参照)

(13) 福利厚生費について、事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しを行ったか。(政・独委評価の視点)

実績：○

【法定外福利費】

- 法定外福利費の支出項目は、労働安全衛生法に基づく健康診断費等であり、レクリエーション等の経費については、管理運用法人設立時から経費を計上していない。

(14) 契約の締結に当たって、透明性・競争性等が確保されているか。

実績：○

【契約の締結】

- 契約監視委員会等の実施
契約の締結に当たっては、外部有識者及び監事で構成された契約監視委員会を開催し、競争性のない随意契約の妥当性、一者応札一者応募に係る改善策及び今後契約締結が予定されている調達案件の契約方式の妥当性並びに契約手続きにおける透明性、競争性等を確保について審議・検証を行った。
なお、運用受託機関等との契約については、運用受託機関等の選定過程において、経済・金融の専門家等外部の有識者で構成される運用委員会で審議を行い、当該運用委員会の議事要旨をホームページに掲載する等、透明性、競争性等を確保した。
(業務実績第 3. 3. (3) (P. 72) 参照)

(15) 契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか（その後のフォローアップを含む。）。また、「随意契約等見直し計画」が計画どおり進んでいるか。

○ 契約審査会等の実施
法人内において、契約事務に関与しない職員等により構成される契約審査会を開催し契約前における、競争性のない随意契約の妥当性、一般競争入札等の調達方法の妥当性等について審議を行い、透明性、競争性等を確保した。
なお、運用受託機関等との契約については、運用委員会の審議を経て選定を行うことにより、透明性、競争性等を確保している。
(業務実績第 3. 3. (4) (P. 72) 参照)

○ 随意契約における価格交渉
年金積立金データ管理 (GPDR) システムの保守業務及び運用業務の調達にあたっては、平成 26 年度限りとなる業務であること及び前回は一者応札であったことを踏まえ、入札により契約価額が確定する競争入札より価格交渉が可能な随意契約の方が有利と判断し、契約監視委員会の審議を経て公募を実施した。その結果、応募者がなかったことから現受託者と価格交渉を行い現行契約金額 (税抜きベース) から年額約 42 百万円 (対前年度比 19. 1%) 引き下げた契約額により随意契約を行った。
また、事務所借料について、契約更改に当たり賃料の改定交渉を行い、契約金額 (税抜きベース) については、年額約 8 百万円 (対前年度比 5. 8%) の引き下げを実現した。
(業務実績第 3. 3. (6) (P. 72) 参照)

実績：○
【契約監視委員会での見直し・点検及び随意契約見直し計画】

○ 契約監視委員会等の実施
競争性のない随意契約の妥当性、一者応札一者応募に係る改善策及び今後契約締結が予定されている調達案件の契約方式の妥当性並びに契約手続きにおける透明性、競争性の確保について審議・検証を行った。
なお、運用受託機関等との契約については、運用受託機関等の選定過程において、経済・金融の専門家等外部の有識者で構成される運用委員会で審議を行った。
(業務実績第 3. 3. (3) (P. 72) 参照)

(16) 随意契約により実施している業務について、国における取組（「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計2017号）等を踏まえ、一般競争入札の範囲の拡大、契約の見直し、契約に係る情報公開等についての取組みを進めているか。

(17) 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用は適切であったか。（政・独委評価の視点）

○ 随意契約見直し計画

平成25年度契約件数は以下のとおり。

・競争性のある契約	45件（34）
（内訳） 一般競争入札による契約	5件
企画競争等による契約	40件（34）

・競争性のない随意契約 66件（58）

（ ）内の数値は、運用受託機関等との契約件数である。

※ 運用受託機関等との契約は、原則として3年間の運用期間を経過した後、見直しを行うこととしている。また、契約の当初は企画競争として契約を締結し、次年度以降は、総合評価等を行い評価が著しく低い運用受託機関等との契約については解約し、継続する運用受託機関等との契約については随意契約として更新する特別な契約である。

（業務実績第3.3.(1) (P.71) 参照）

実績：○

【随意契約見直し計画】

○ 随意契約見直し計画の策定

平成25年2月に「随意契約等見直し計画」を見直し、公表済。

（業務実績第3.3.(1) (P.71) 参照）

○ 契約にかかる情報の公表

一定金額以上の契約について、ホームページに公表を行った。

（業務実績第3.3.(5) (P.72) 参照）

実績：○

【規程の整備】

○ 契約方式等に係る規程類については、「独立行政法人における契約の適正化」において講ずることとされている項目について措置を行っている。

また、契約事務の一連のプロセスについては、マニュアルを整備し、同マニュアルに沿った事務手続きを行っている。

（業務実績第3.3.(2) (P.71) 参照）

(18) 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等は適切であったか。(政・独委評価の視点)

実績：○

【契約手続に係る執行体制等】

○ 契約監視委員会等の実施

透明性・競争性の確保について外部有識者及び監事で構成された契約監視委員会を開催し、競争性のない随意契約の妥当性、一者応札一者応募にかかる改善策及び今後契約締結が予定されている調達案件の契約方式の妥当性並びに契約手続における透明性、競争性の確保について審議・検証を行った。

なお、運用受託機関等との契約については、運用受託機関等の選定過程において、経済・金融の専門家等外部の有識者で構成される運用委員会で審議を行った。

(業務実績第 3.3.(3) (P.72) 参照)

○ 契約審査会等の実施

法人内において、契約事務に関与しない職員等により構成される契約審査会を開催し契約前における、競争性のない随意契約の妥当性、一般競争入札等の調達方法の妥当性等について審議を行った。

なお、運用受託機関等との契約については、運用委員会の審議を経て選定を行っている。

(業務実績第 3.3.(4) (P.72) 参照)

(19) 個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から適切なものであったか。(政・独委評価の視点)

実績：○

【透明性・競争性の確保】

○ 契約監視委員会等の実施

個々の契約について、外部有識者及び監事で構成された契約監視委員会を開催し、競争性のない随意契約の妥当性、一者応札一者応募に係る改善策及び今後契約締結が予定されている調達案件の契約方式の妥当性並びに契約手続における透明性、競争性の確保について審議・検証を行っており、適切なものとなっている。

なお、運用受託機関等との契約については、運用受託機関等の選定過程において、経済・金融の専門家等外部の有識者で構成される運用委員会で審議を行っており、透明性、競争性の確保の観点から適切なものとなっている。

(業務実績第 3.3.(3) (P.72) 参照)

○ 契約審査会等の実施

法人内において、契約事務に関与しない職員等により構成される契約審査会を開催し契約前における、競争性のない随意契約の妥当性、一般競争入札等の調達方法の妥当性等について審議を行っており、透明性、競争性等の観点から適切なものとなっている。

なお、運用受託機関等との契約については、運用委員会の審議を経て選定を行っており、透明性、競争性等の観点から適切なものとなっている。

(業務実績第 3.3.(4) (P.72) 参照)

(20)「随意契約見直し計画」の実施を着実に行ったか。また、目標達成に向けた具体的な取組を行ったか。(政・独委評価の視点)

実績：○

【随意契約見直し計画】

○ 随意契約見直し計画

平成25年度契約件数は以下のとおり。

・競争性のある契約 45件(34)
(内訳) 一般競争入札による契約 5件
企画競争等による契約 40件(34)

・競争性のない随意契約 66件(58)

()内の数値は、運用受託機関等との契約件数である。

※ 運用受託機関等との契約は、原則として3年間の運用期間を経過した後、見直しを行うこととしている。また、契約の当初は企画競争として契約を締結し、次年度以降は、総合評価等を行い評価が著しく低い運用受託機関等との契約については解約し、継続する運用受託機関等との契約については随意契約として更新する特別な契約である。

(業務実績第3.3.(1)(P.71)参照)

中期目標	中期計画	平成25年度計画	平成25年度業務実績
<p>第5 財務内容の改善に関する事項 「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。</p>	<p>第4 財務内容の改善に関する事項 「第3 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行う。</p> <p>第5 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1. 予算 別表1のとおり</p> <p>2. 収支計画 別表2のとおり</p> <p>3. 資金計画 別表3のとおり</p> <p>第6 短期借入金の限度額</p> <p>1. 短期借入金の限度額 20,000億円</p> <p>2. 想定される理由 予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するため。</p>	<p>第4 財務内容の改善に関する事項 「第3 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した平成24年度の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行う。</p> <p>第5 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1. 予算 別表1のとおり</p> <p>2. 収支計画 別表2のとおり</p> <p>3. 資金計画 別表3のとおり</p> <p>第6 短期借入金の限度額</p> <p>1. 短期借入金の限度額 20,000億円</p> <p>2. 想定される理由 予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するため。</p>	<p>第4 財務内容の改善に関する事項 中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、中期目標期間の最終年度において、平成21年度と比較して、一般管理費については15%、業務経費については5%を節減した予算（退職手当、事務所移転経費、システム開発費、管理運用委託手数料、短期借入に係る経費及び資金運用の見直しのための高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に必要な経費を除く。）を作成した。 平成25年度の執行に当たっては、「業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置」を考慮した上で業務の効率化等による節約を可能とするため、契約方法の見直し及び人件費の見直し等を行った。</p> <p>第5 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>(1) 予算執行については、業務の進行状況及び予算執行状況を把握し、適宜見直しを行った。 予算、収支計画及び資金計画の実績は、決算報告書及び財務諸表のとおりである。</p> <p>(2) 支出予算において、次の費目が当初の予定より増加したことにより、予算の増額を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金勘定の「総合勘定へ繰入」 37,111億円 ・厚生年金勘定の「年金特別会計厚生年金勘定納付金」 14,629億円 ・国民年金勘定の「総合勘定へ繰入」 3,041億円 ・国民年金勘定の「年金特別会計国民年金勘定納付金」 1,458億円 ・総合勘定の「投資」 40,151億円 ・総合勘定の「厚生年金勘定へ国庫納付金繰入」 14,629億円 ・総合勘定の「国民年金勘定へ国庫納付金繰入」 1,458億円 ・総合勘定の「厚生年金勘定へ分配金繰入」 59,649億円 ・総合勘定の「国民年金勘定へ分配金繰入」 4,182億円 <p>第6 短期借入金の限度額 予見し難い事由による一時的な資金不足等が見込まれる場合には、短期借入を実施し、必要な資金を確保する体制は整備されているが、短期借入が必要となるような事態は生じなかった。</p>

<p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保 主たる事務所の移転により業務の円滑かつ効率的な実施に支障が生じることがないように、関係行政機関及び関係金融機関等との緊密な連携の確保に努めること。</p> <p>2. 宿舍の売却手続き 宿舍の売却については、所要の手続きを完了させるよう努めること。</p>	<p>第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 現在保有する全ての宿舍（日野宿舍（横浜市）及び行徳宿舍（市川市））を売却する。</p> <p>第8 剰余金の使途 なし</p> <p>第9 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保 主たる事務所の移転に当たっては、関係行政機関及び運用受託機関等との連携を十分に図るための体制を整備し、業務に支障が生じないような措置を講じる。</p> <p>2. 施設及び設備に関する計画 宿舍の売却については、所要の手続きを完了するよう努める。</p> <p>3. 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、管理及び運用業務を効率的に実施するために、当該債務負担行為の必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。</p> <p>4. 職員の人事に関する計画 (1) 方針</p> <p>① 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び各部門の人員配置を実情に即して見直す。</p> <p>② 職員の努力及びその成果を適正に評価する人事評価を実施する。</p> <p>③ 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。</p>	<p>第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし</p> <p>第8 剰余金の使途 なし</p> <p>第9 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保 主たる事務所の移転に当たっては、関係行政機関及び運用受託機関等との連携を十分に図るため、所要の取組の検討を行う。</p> <p>2. 施設及び設備に関する計画 なし</p> <p>3. 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、年金積立金の管理及び運用業務に附帯する業務が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。</p> <p>4. 職員の人事に関する計画 (1) 方針</p> <p>① 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び各部門の人員配置を実情に即して見直す。</p> <p>② 職員の努力及びその成果を適正に評価する人事評価を実施する。</p> <p>③ 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。</p>	<p>第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし</p> <p>第8 剰余金の使途 なし</p> <p>第9 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保 平成20年9月の政令改正により、移転時期が平成27年3月末に延期されたことから、平成25年度には具体的な措置は講じなかった。</p> <p>2. 施設及び設備に関する計画 なし</p> <p>3. 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超えると考えられる債務負担についてはなかった。</p> <p>4. 職員の人事に関する計画 (1) 方針</p> <p>① 第3の1の(1)に記載のとおり（P.66参照）。</p> <p>② 第3の1の(2)に記載のとおり（P.66参照）。</p> <p>③ 第2の2の(1)に記載のとおり（P.51参照）。</p>
--	--	---	--

	<p>④ 職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。</p> <p>(2) 人員に係る指標 基本の方針に基づき、平成26年以降の人員については、高度で専門的な人材の確保の観点から、弾力化に取り組む。</p>	<p>④ 職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。</p> <p>(2) 人員に係る指標 人員については、基本の方針を踏まえ、高度で専門的な人材の確保の観点から弾力化に取り組む。</p>	<p>④ 第2の2の(2)に記載のとおり(P.52～P.55参照)。</p> <p>(2) 人員に係る指標 第3の2の(2)に記載のとおり(P.69～P.70参照)。</p>
--	--	---	--

評価の視点等	自己評価	B	【評価項目12】	評定
<p>【評価項目12 財務内容の改善に関する事項等】</p> <p>【評価の視点】</p> <p>(1)「第3 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した各年度の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運用を行ったか。</p> <p>(2)上記のほか、予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異があった場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的に説明できるものであるか。</p> <p>(3)当期総利益（又は当期総損失）の発生要因について分析を行った上で、その要因が法人の業務運営に問題があることによるものである場合、その改善のための措置を講じたか。（政・独委評価の視点）</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>一般管理費及び業務経費については、適正かつ、効率的な業務運営に努めた結果、予算額を下回り節減を図ることができた。</p> <p>実績：○</p> <p>【予算による適正かつ効率的な運営】</p> <p>○ 中期目標期間の最終年度である平成26年度において、平成21年度と比較して一般管理費については15%、業務経費については5%の節減した予算を作成し、平成25年度の執行に当たり業務の効率化等による節減を行い、適切に執行した。 (業務実績第4 (P.80) 参照)</p> <p>実績：○</p> <p>【計画と実績の差異】</p> <p>○ 支出予算において、次の費目が当初の予定より増加したことから、予算の増額を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金勘定及び国民年金勘定において平成24年度の総合勘定より分配金受入れが当初予算より増額したことから、「総合勘定へ繰入」の増額を行った。 ・ 国からの寄託金（年金特別会計厚生年金勘定寄託金）の受入額が当初予算より増額となったことから、「総合勘定へ繰入」の増額を行った。 ・ 総合勘定において、「厚生年金勘定より受入」、「国民年金勘定より受入」が当初予算より増額となったことから、「投資」の増額を行った。 ・ 国庫納付額が当初予算より増額したことから、総合勘定において「厚生年金勘定へ国庫納付金繰入」、「国民年金勘定へ国庫納付金繰入」の増額を行った。また、厚生年金勘定及び国民年金勘定において「年金特別会計厚生年金勘定納付金」、「年金特別会計国民年金勘定納付金」の増額を行った。 ・ 運用収入が当初予算より増額したことから、総合勘定における「厚生年金勘定へ分配金繰入」、「国民年金勘定へ分配金繰入」の増額を行った。 (業務実績第5. (P.80) 参照) <p>実績：○</p> <p>【当期総利益】</p> <p>○ 平成25年度の当期総利益は、10兆1,938億円となった。 これは、内外株式の価格上昇に加え、外国為替市場においても円安が進行したことから、資産運用損益として10兆2,207億円のプラスを計上したことが主な要因である。 年金積立金の運用は資金の性格上長期的な観点から行われるものであることから、引き続き、長期的な観点に立った分散投資を基本とし、適切なリスク管理を行いながら、年金積立金の安全かつ効率的な管理及び運用に努めることとしている。</p>			<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>(評価は、評定記入用紙に記入ください。)</p>

(4)利益剰余金について、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないか。(政・独委評価の視点)

実績：○
【利益剰余金】
 ○ 平成25年度の利益剰余金は、2兆7,948億円となった。
 これは、平成24年度末の利益剰余金の額等に基づき、年金特別会計へ2兆1,116億円を納付したところであるが、平成25年度の当期総利益が1兆1,938億円となったことにより、平成24年度期末における利益剰余金1兆3,126億円から8兆822億円増加し2兆7,948億円になったものである。
 なお、利益剰余金については、年金積立金管理運用独立行政法人法第25条4項及び年金積立金管理運用独立行政法人法施行令第9条により、厚生労働大臣が定める額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を翌事業年度末までに国庫納付することとなっている。

(5)実物資産について、保有の必要性、資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点から見直しを行ったか。(政・独委評価の視点)

実績：—
【実物資産保有の必要性】
 なし

(6)政府方針を踏まえて処分等することとされた実物資産についての処分等の措置を講じたか。(政・独委評価の視点)

実績：—
【実物資産の処分】
 なし

(7)宿舎の売却については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)」において定められた所要の手続きを完了するよう努めたか。

実績：—
【宿舎の売却】
 なし

(8)主たる事務所の移転に関し、関係行政機関及び運用受託機関等との連携を十分に図るための体制を整備し、業務に支障が生じないようにするための措置を講じたか。

実績：—
【主たる事務所の移転】
 ○ 平成20年9月の政令改正により、移転時期が平成27年3月末に延期されたことから、平成25年度には具体的な措置は講じなかった。
 (業務実績第9.1(P.81)参照)

(9)国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、平成21年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。

実績：—
【国家公務員の再就職者のポスト見直し】
 ○ 理事長が任命する者については、国家公務員の再就職ポストはない。
 ○ 監事ポストについて、厚生労働省において公募が行われ、平成23年7月より民間出身者の監事(非常勤)が就任した。
 これにより、役員については国家公務員の再就職ポストはなくなった。

(10)独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。

実績：—
【職員の再就職者の非人件費ポストの見直し】
 ○ 独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストはない。